

## 書面による各団体提出資料 目次

① 国立大学協会	P. 1
② 全国公立短期大学協会	P. 6
③ 全国高等専門学校連合会	P. 8
④ 日本私立小学校連合会	P. 9
⑤ 日本私立高等専門学校協会	P. 13
⑥ 全国特別支援学校長会	P. 14
⑦ 全国公立学校施設整備期成会	P. 15
⑧ 全国学校保健主事会	P. 16
⑨ 全国教育管理職員団体協議会	P. 18
⑩ 全国知事会	P. 20
⑪ 全国市長会	P. 23
⑫ 全国町村会	P. 37
⑬ 指定都市教育委員会協議会	P. 42
⑭ 全国町村教育長会	P. 43
⑮ 全国社会教育委員連合	P. 47
⑯ 日本PTA全国協議会	P. 49
⑰ 日本図書館協会	P. 54
⑱ 日本芸能実演家団体協議会	P. 68
⑲ 日本商工会議所・東京商工会議所	P. 70
⑳ 日本労働組合総連合会	P. 74

## 「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見

令和5年1月18日  
一般社団法人国立大学協会

貴部会において、次期教育振興基本計画の策定に向けて精力的に検討を進められていることに対して、深く敬意を表する。

第3期の基本計画は、2030年以降の社会の変化を見通して、「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針としたが、これから迎える第4期においては2040年以降の社会を見据えて、予測できる社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要であるという複眼的な視点を基本的視座としていることは極めて重要であり、次期基本計画の策定により、危機の時代に対応した効果的な人材育成を進めるものとなることを強く期待するものである。

国立大学協会としては、令和3年6月に社会発展に貢献するこれからの国立大学の教育・研究・運営について「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について一強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言」を発出し、国立大学の基本的立場の一端を示したところである。この度の本審議経過に示された基本的内容については、概括的には賛同するとともに、わが国の高等教育を担う中軸として、以下の意見を述べることにする。

### 1. 基本的方針に関して

#### (1) レジリエントな社会における個性を発揮できる人材育成という観点について

本審議経過では、不安定で予測困難な未来を前提に、持続可能なウェルビーイングな社会の人材育成を目指すことが示されているが、その未来社会が危機に対する強靱さ（レジリエンス）を備えていることが重要であり、それにより持続可能なウェルビーイングな社会に向けて人材の育成が可能となる。とりわけ、高等教育においては、Society5.0をけん引する人材の育成を目指すものであることから、超スマート社会自体のレジリエンスの確立を見据えた教育を実現する必要がある。そのためには、個々の人材が社会と向き合いつつ、それぞれの個性を伸ばさせることにより、総体として持続的で個人と社会のウェルビーイングが発展していくことが必要である。本審議経過では、持続可能性とウェルビーイングを中軸とする「社会」という方向性は明確に打ち出しているが、その中における個の育成の視点がやや弱いように思われる。また、社会全体にとってのウェルビーイングと個人にとってのウェルビーイングは分けて考えることが必要である。

確かに予測困難な社会の到来の中での人材育成においては、社会自体の発展を目指すことが不可欠ではあるものの、社会は個人の集合体であり、その発展は個人が担い進めていくものであるから、西洋型の個ではない日本型の個の実現を目指すことをより強調するべきである。現在の審議経過の中では、この点が弱いように見受けられる。とくに学修者本位の教育を強調しているところであり、とりわけ個が自己の人格や価値観を確立していく時代である高等教育において、日本型の個の育成の視点をいっそう強調するべきであると考ええる。

国立大学においても、法人化以後、特に第3期中期目標期間以後は各大学の個性を生かした教育・研究を進めてきているところ、その中における個の育成は各大学の基本的なスタンスである。初中等教育で育まれる日本社会に根差したウェルビーイングを実現する重要なステップとしての個人の尊重と個性の伸長が強調されてこそ、持続可能な発展が可能となる。本審議経過の中で指摘されているイノベーションやアントレプレナーシップは、まさに既存の社会にとらわれない新しい発想と行動が中軸となることから、「個」や「個性」を重視した人材育成をより強調することは必須であると考ええる。

## (2) 目標達成の目安としての「指標」の設定について

本審議経過においては基本方針を示したうえで、次期の計画を進めていくために①教育政策の目標、②基本施策、③目標の進捗状況を把握するための指標を示すこととしている。このうち、目標と基本施策については総体的に適切なものである。しかし、指標については疑問無しとしない。

一定の指標を設けることにより、目標の達成を図るという考え方に一理はある。しかしながら、現実には「指標」があるために「指標」を達成することが目標となってしまう、さらには指標が目標達成に関する評価に使われることによって、本来の目標や施策の意義が忘れ去られてしまうことが危惧される。国立大学においては第3期中期目標期間で指標の有用性ととも弊害がつとに指摘されたところである。

なお、指標を設定するとしても、本審議経過に示されたような内容の指標については、外形的・表出的なものにとどまり、真の意味の達成度を測ることは難しいと考える。ここで示されているものは、基本的に定量的なものであり、これらの指標でもって教育の目標や施策の成果や進捗度が完全に測れるものではない。教育は一人一人の個性を尊重し伸長させることが基本であり、数量的基準で示すことのできる側面は限られている。したがって、何らかの指標が必要であるとしても、それは定性的なものが含まれるべきである。とりわけ高等教育レベルでは、各個人の能力が開花し伸長していく時代であり、個別能力や個性の伸長を測ることが重要である。これは定量的な指標では表すことのできないものであり、定性的な物差しを考案す

ることが必要である。

### (3) 「文化」の側面について

教育は、その国・社会の文化の基盤であり、また文化の発展の原動力である。しかしながら、本審議経過においては、わが国や社会の発展と教育の役割は述べられているにもかかわらず、教育と文化の関係についてほとんど言及されていない。わが国社会の特徴である「調和と協調」を基礎としたウェルビーイングは、まさにわが国社会の文化そのものであると考える。変化の激しさや予測困難さを内包する社会において、筋の通った教育を構築し実施していく基礎は文化にあり、また文化自体が教育によって発展していくという相互性のあるものであるから、次期の教育振興計画においても文化の位置づけと教育との関係性に十分注意を払うべきと考える。

## 2. 「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」について

### (1) 高等教育における研究環境整備の刷新と支援の必要性

高等教育においては教育と研究は密接に結びついており、とりわけこれからの新しいかつ予測困難な社会においては多様で深い研究が必須である。「目標12」において教育研究基盤の強化が述べられ、またとりわけ「目標5」のイノベーション人材育成や「目標11」の教育DX推進やデジタル人材育成は直接に世界の研究レベルと直結しているが、本審議過程全体としては、研究環境の整備やそのための国の施策について十分に言及がないように思われる。

特に国立大学においては運営費交付金の拡充と安定化を求めているところ、なかでも若手人材の育成への支援、ジャーナル等の学術情報流通の保証等、国の行うべき対応がなお必要な部分が少なくない。またこれからの社会においては、研究は理工系及び人文社会系等全ての分野において不可欠であり、かつ多様性が求められる。それによってこそ、社会課題解決と未来社会の構想力・社会規範力を醸成する「総合知」が育成される。

このような観点から、次期教育振興基本計画においても、大学に対する研究基盤整備が強調されるべきであると考ええる。

### (2) グローバル人材育成の推進について

グローバル化の推進については、日本におけるグローバル化という視点のみならず、諸外国の大学における国際化の動向を踏まえることが重要である。

以上を踏まえ、教育研究の国際化の推進に向け、国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）導入を更に加速化するためには、質の保証を担保した上での設置基準の弾力的運用とともに、既に国際連携専攻を設置している研究科等が追加で

ジョイント・ディグリープログラムを実施する場合の手続き省略化等の規制緩和が必要である。

また、高度外国人材確保のためには、日本語教育機関の充実のみならず、大学生生活や研究生生活、日本国内の研究機関や企業等で活躍するために必要となる高度な日本語教育の充実も必要である。大学における日本語教育の質をより担保するため、教育関係共同利用拠点（留学生支援施設）の拡大等、複数大学の連携による、より多様で高度な日本語教育の充実が必要である。

### (3) 教育研究の場としての環境の充実

社会の中の国立大学として高めるべき教育機能として、リカレント教育の充実がある。現代の少子高齢化社会において質の高い人材育成を行っていくためには社会人の学びなおしの機会を提供するリカレント教育は極めて重要である。しかし、一般に大学の教育は、入学試験に合格して入学してきた学生を中心としてきており、リカレント教育は新たな教育任務であって、そのための場所や教育人員、体制が必要であり、産業界との連携が不可欠である。さらに学修を望む社会人個人に対する経済的支援、学習後の出口の充実も必要である。この点をリカレント教育については明記して、社会全体としてリカレント教育の推進を支援しなければならない。

また、この度まとめられた修学支援新制度についても、中間所得層への支援拡大自体は高く評価するべきものであるが、なお対象が限定されており、今後はさらなる対象者の拡大を進める必要があり、また、きめ細やかな効果の検証や社会への情報発信が重要である。これによって初等教育から高等教育までのきめ細かな教育全体の発展が可能と考える。

さらに、教育研究の場としての施設の充実と老朽化対策は欠かせない。もはや、教育は場所でなく内容である、という時代ではない。快適で充実した教育研究施設・設備の下で行われる教育研究こそ、新しい時代の新しい発想による新しい社会の構築を導くことができる。この点は特に強調しておきたい。

### (4) 教育研究の質向上に向けた基盤の確立について

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定される教育振興基本計画において、国立大学法人運営費交付金の確実な措置に対して言及されていることは重要である。しかしながら、その配分の具体的在り方については問題が多く、教育振興基本計画の性格上、その配分の点についてまで言及することは馴染まないため、削除すべきである。

また、外部資金の獲得を含む自主財源の確保が求められているが、各国立大学法人がその特性を生かした教育研究を推進し、挑戦的試みを実現するには寄附税制や

出資事業等、民間資金の導入に関わる様々な規制について大幅な緩和措置が重要である。この点も将来の教育計画における社会の関与の観点から、計画に盛り込まれる必要があるだろう。

以 上

令和5年1月17日  
全国公立短期大学協会

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について  
(報告)(案)」(基本計画部会 第12回会議資料1)への意見

**【69 ページ】についての意見**

目標 15「安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保」

**【基本政策】**

○学校施設整備

「・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、非構造部材の耐震対策や、避難所ともなる学校施設の防災機能強化や水害対策等を図る。」

との記載について、

**意見その1**

目標 15 のタイトル「…児童生徒等の安全確保」は、大学生の安全確保も含まれていると考えますので「…学生・児童生徒等の安全確保」としていただきたいと考えます。

**意見その2**

「・公立学校」には公立短期大学も含まれると思料しますが、一方、この節において「国立大学等については」との記載があることの並びで「公立大学・短期大学を含む」ことを明記していただきたいと考えます。

これは、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」(平成27年4月)においてはその適用範囲が幼・小・中・中等・高・特支学校に限定されていることから、本・基本計画では公立大学・短期大学が含まれていることを明らかにする必要があると考えるものです。

学校施設の老朽化対策は平成30年の第3期教育振興基本計画でも言及されておりましたが、公立短期大学においては依然として深刻であり教育の基盤整備のための喫緊の課題であることを申し添えますとともに、併せて、国の支援についても計画に盛り込んでいただきたくお願いするものです。

< (素案) の関連部分の抜粋) >

<令和5年1月13日(金曜日)基本計画部会 「資料1」69ページ関連部分抜粋>

**目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保**

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。また、私立学校の教育研究基盤の整備を推進する。さらに、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

**【基本施策】** ○学校施設の整備

・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、計画的な長寿命化改修等を通じて、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、非構造部材の耐震対策や、避難所ともなる学校施設の防災機能強化や水害対策等を図る。国立大学等については、第5次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学等の機能強化、共創拠点化を支える基盤整備等を着実に実施する。私立学校については、耐震化の早期完了、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化及びバリアフリー化などの施設の高機能化等を推進する。

2023.1.16

(一社) 全国高等専門学校連合会

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」

(令和5年1月13日)に関する意見について

○P46「高等専門学校の高度化」3～4行目

以下の下線部分を追記願いたい。

「……アントレプレナーシップ教育の充実、コンテスト系大会などを通じた実践の場の提供及び大学との共同教育プログラムの構築や、……」

○理由

高専教育においては、正課の授業に加えて、課外活動などオプション的な活動が高専教育を補完してきた現実を踏まえ、コンテスト系大会に係る記載の追記を要望するものである。

令和5年(2023)1月18日

日本私立小学校連合会

会長 重永睦夫

## 意見書

### 中央教育審議会 教育振興基本計画部会の報告について

#### はじめに

表題につきまして意見書提出の機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

また、表題基本計画部会の第11回会合(令和4年12月12日)をオンライン視聴の機会を得ましたことに御礼申し上げます。これまで部会審議が精緻に行われてきたことがうかがえ、大変有意義でございました。

部会報告案を拝読しますと、16にも上る目標の設定、その目標の順番の入れ替え、また語句の選択や語順の配慮、それらが綿密に検討された跡が分かり、敬意を深くいただいた次第です。文科省の若い職員の皆さまが自主的・主体的に「ジキコン」(次期教育に向けた懇談会)に結集して日本の教育の未来について議論をふかめておられることも報告されましたが、大変心強いことであり、これまた敬服申し上げる次第です。まず以上を申し述べまして、以下、意見を述べてまいります。

#### 一、 教育振興における基本的な「構え」について

最初に申し上げたいことは、第11回部会でも委員の先生方がおっしゃっていたことですが、部会報告書において、国家・社会に対して「教育こそが社会を切り開く」「教育こそが社会を牽引する」というメッセージを強く打ち出していきたいということです。

日本は資源小国という宿命のなかで人材を最重要資源として発展してきました。また世界にも寄与してきました。その宿命はこれからの時代も変わらないわけですから、教育を最重要課題にするという「構え」が極めて大事だと思います。ここ二三十年、それが国家、社会から欠落しているが故に、教育・科学・文化の予算を大きく伸ばすことに結びつかないのではないかと憂慮しております。

私どもは、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会にも意見書を提出しましたが(令和4年10月3日)、その冒頭でも、次のように申したところでございます。

〈教育には大変な費用がかかりますが百年の大計である以上、費用を惜しまぬ国家であることを願います。教職員の人件費だけでも、兆をはるかに超える単位の金額となっておりますので、増額は決して容易なことではございませんが、百年投資と考えて抜本的改善をお願いします。〉

教育振興基本計画部会の「教育をめぐる現状と課題」の個所において、学制150年が想起され、少子化・人口減少や高齢化、精神的豊かさの重視=ウェルビーイングを始めとして多くのキーワードがあげられています。それらは私どもも共通認識とするところで、大いに意を強くするところであります。それだけに、教育・科学・文化を「国家百年の大計」

と位置づけ、最近では考えられないほど大きな国家予算割合とすべきだと、力強いメッセージを出していただきたいと思います。

日本私立小学校連合会は十年ごとに「教育宣言」をまとめておりますが、「2020年代の教育宣言」では、学制150年に触れつつ、「一年樹穀 十年樹木 百年樹人」(管子)という文言を盛り込み、私どもが携わっている小学校において百年先を見越した教育をしようとする共通目標を立てただけでございませぬ。全国の小学校教員の背中を今まで以上の財源措置で激励していただければと存じます。

## 二、 私立学校振興助成法第四条と第九条の改正で私学助成の大幅な飛躍へ

先の第二次大戦後、法律の整備によって私立学校を公教育に携わる学校と位置づけ、昭和50年の私立学校振興助成法の制定によって、私どもを含めて私立学校への公的助成は大きく切り開かれました。その経緯をはじめその後の助成拡充に対する感謝の気持ちは言葉を尽くせませぬ。しかしながら、爾来半世紀になろうとしている今日にあっては、私学助成の拡大のために乗り越えなければならない壁があると思っております。

小中学校すべての児童・生徒に一人一台のタブレット端末を支給するギガスクール構想は私立小学校も対象とされたことに感謝申し上げますが、しかしながら費用としては私立は公立の2分の1助成と限定されました。これは、私立学校振興助成法の第四条に「二分の一以内」と定められているからだと思います。また同第九条にも「その一部を」という定めが見られます。(以下条文の下線は筆者)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

ここに、「満額以内」とせず、「二分の一以内」と定めたのは、日本国憲法第八十九条に抵触しないための知恵と工夫であったと承知しておりますが、爾来半世紀にわたって私学助成が私立学校の発展と公教育へ貢献したことを評価すれば、今こそ、二分の一を超えないことにこだわらず、大きな助成へと道を開くために、上記第四条と第九条の下線部(二分の一以内、その一部)を削除する改正が重要であると思っております。

※ 日本国憲法第八十九条（公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。）

少子化のなかで、教育振興基本計画部会が、公立学校と同じように私立学校も数を減じて良いのだと判断しておられるとすれば、それは大きな過ちにつながると思います。

そのことについて、私ども私立小学校を例にして叙述いたします。

### 三、 私立小学校の位置づけについて

うちつづく少子化のなかで、私立小学校も例外ではなく児童総数が減少しており、経営が圧迫されている学校も出てきていますが、私立小学校の学校数に焦点をあてると、その数は、全国において増えております。

西暦 2000 年 172 校→西暦 2010 年 213 校→西暦 2020 年 240 校→西暦 2022 年 243 校

このことは、創立者と建学の精神を有し、特色ある教育を進める私立小学校に対する国民の期待が膨らみつつけている証です。私立小学校は、学制 150 年を迎える近代日本教育の大きな牽引力となってきたことを国民の皆さんが理解しているからだ、私どもは自負しております。明治 5 年「学制」制定直後の小学校設置に私立小学校が果たした役割は少なくないものがあります。その後、富国強兵策のなかで画一的な教育が普及したのに対して、近代教育の児童観に根差した児童中心の学校が望まれたとき多くの先達によって私立小学校が創立され、国民の希望に沿うとともに、公立小学校の教育にも影響をあたえる教育理論と実践を編み出してきたのが私立小学校でした。

令和 2 年の中教審答申において「全人教育」の語がつかわれていますが、これは、大正 10 年（1921）の「八大教育主張講演会」において小原國芳が提唱した教育観です。いうまでもなく小原國芳は成城学園小学校（現初等学校：創立者澤柳政太郎）の創立にかかわり、玉川学園を小学校から創立した私学の大先達です。この小原國芳や澤柳政太郎に限らず、私立小学校は戦前から、日本の教育をリードしてきました。今日公立小学校でも実施されることとなった英語教育（外国語教育）は私立小学校は戦前から進めており、その蓄積は膨大なものがあります。体験学習が人間形成と知識の定着や文化の継承にいかにか重要であるか深い認識をもって、それらを豊富に編み出し展開してきたのも私立小学校です。その観点から私立小学校の修学旅行は学校ごとに特色のあるものとなっておりますし、昨今のプログラミング教育においても体験が極めて重要であるため早くから取り組んできたのも私立小学校です。同様に私立小学校が ICT 教育の整備に努め、コロナ禍にあって児童の教育を止めないために大きな力を発揮し保護者の信頼を増したことについては、いろいろな方が語られているところです。最近、公立の学校においても取り入れられるようになってきた学校種を超えて行われる一貫教育は（小学校から中学校・高等学校、そして大学へ）

私学が開発したものです。

以上、例題としては一部ですが、このように私立小学校は現代において絶対数は少なくても日本の公教育におよぼしている影響力は極めて大きなものがあります。そのことに深い理解をいただいて、私立小学校は時代の先端を担い、各種の創造的な教育実践を開発し、児童の能力・個性を伸ばす学校群と位置づけていただければ幸甚です。

そうすれば、私立学校に対する助成は「二分の一以内」という制約は取り払い、公立の学校と同じように学校経営の全額を公費によってまかなう、あるいはもっと進んで、先端教育に対する期待費用の特別助成すら行われて良いのではないかと思考する次第です。

## 結び

以上、中央教育審議会 教育振興基本計画部会の報告につきまして、日本私立小学校連合会会長の立場から意見を申し述べました。同報告の詳細な内容について一つ一つのコメントはしておりませんが、同部会並びに文科省の皆様の方々の取り組みの総体に対して敬意を表しておるのは冒頭に述べたとおりであります。

ここでは私立小学校にかかわって、次期教育振興基本計画として重視していただきたいことを述べさせていただきました。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

## 次期教育振興基本計画（審議経過報告）に関する意見

令和5年1月18日

日本私立高等専門学校協会

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画の策定に向け、ご尽力いただいていることに対し敬意を表します。

このたびの審議経過報告について、私立高等専門学校の視点から意見を述べさせていただきます。

### 記

1. 我が国の高等教育に対する公財政支出は、OECD 諸国の平均と比較し低い状況であります。実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校教育の充実を図るためには、私立高等専門学校への一層の財政的支援を特に要望いたします。
2. 学生の学びの充実に関しては、奨学金、授業料減免や支援金等の経済的支援が重要であり、特に私立学校ではこれらを最大限に利用して学生・家庭の負担を軽減する必要があります。現在でも十分とは言えず、更に充実した支援を期待します。  
また、高等教育の修学支援新制度では機関要件の厳格化が行われますが、私立学校の価値は定員充足率だけで図られるものではなく、地域産業や日本全体の産業界に優れた人材を輩出する大きな役割を担っています。機関要件の厳格化により、学生の学ぶ機会が奪われることのないよう強くお願いいたします。
3. 日本型教育の海外展開や高等専門学校の国際化の推進を図るため、高等専門学校制度の弾力的な見直しを期待します。特に留学生や帰国生の受入れを促進するための“入学・編入学時期の弾力化”、並びに卒業生に対し国際通用性のある“学位の付与”が望まれます。

以上

令和5年1月18日

次期教育振興基本計画に関する意見

全国特別支援学校長会  
会長 市川 裕二

目標4 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○特別支援教育(病気療養、医療的ケア、学校施設のバリアフリー化を含む)について

「・障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備により、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める」とあり、「インクルーシブ教育システムの構築に一層取り組む」から、「実現に向けた取組を一層進める」に改定されているが、「構築」と「実現」のに違いが分からない。

昨年9月、国連障害者権利委員会より、我が国に対する総括所見が公表された。そこには「分離教育をやめる目的での、国の豪行動計画を立案する」とも理解できるような強い要請が示されている。一方、我が国の方針は、上述の「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備」と、「一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備」の両輪をすすめていくことだと理解している。

であるならば、我が国のインクルーシブ教育システムは、この両輪で成り立っているため、例えば「インクルーシブ教育システムの確かな構築のため、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備の両輪を確実に進めていく」など、今後、何を進めるかを明確に記載すべきではないかと考える。

2段目の「その際」以降には、就学先の決定と通級による指導などの支援や指導に係る内容が併記されている。しかし、「本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進」はインクルーシブ教育システムの実現に向けた極めて重要な観点であるため、「指導支援のあり方」とは別の項目として記述すべきである。例えば、「就学相談の充実」の観点を加えて、「本人や保護者の希望の聞き取りを踏まえた合的配慮の提供などの就学に向けた合意形成を確実にいき、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定を促進する」などの記述が考えられる

## 次期教育振興計画（審議経過報告）に関する意見書

令和5年1月18日  
全国公立学校施設整備期成会

令和4年12月12日開催の教育振興基本計画部会において示された審議経過報告(素案)について、公立文教施設整備の施策の充実を目指す当会の立場から、次のとおり意見を提出させていただきます。

### <意見>

60 ページ「目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保」の【基本施策】一つ目「○学校施設の整備」について、2～3行目「教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進するとともに、」のあとに、「**空調設備等による気候変動に対応した教育環境整備、**」という文言を追加していただきたい。

### <理由>

文部科学省が実施する公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査によると、令和4年9月1日現在、公立小中学校の普通教室における空調（冷房）設備設置率は、全国平均で95.7%となっており、空調設備の整備については「概ね完了した」とされているところではある。

しかしながら、比較的寒冷とされていた北海道では、小中学校普通教室の設置率16.5%、高等学校に至っては設置率0.7%と著しく低く、近年の気候変動による猛暑等を受けて、現在、空調設備の早急な整備は最重要課題の一つとなっています。

また、全国的に見ても、普通教室以外の室については、未だ整備状況は十分とは言えず、令和5年度の文部科学省予算案では、体育館への空調設置（新設）に対し補助率が引き上げられるなど、空調設備の整備は依然として学校施設整備の重要施策であることが窺えます。

今後も、気候変動による猛暑・寒波等で従来の整備状況では対応できない地域が出てくることや、ここ数年間で急激に全国に整備された設備が一斉に更新時期を迎えることも想定されます。

空調設備は、教育環境整備の中でも特に児童生徒等の安全・安心に直結するものであり、教育環境の維持、向上のために継続的な財源確保が必要と考えますことから、次期教育振興計画に明記していただき、施策の継続・拡充の根拠とされることを希望します。

GIGA 構想、デジタル化、コロナ禍における自宅での学習等において、ICT を利用した授業改善は必須である。一方で、生徒の健康問題について検討を要することが見受けられる。ここでは、これからの日本の教育の骨子となる内容を検討することではあるが、現場の声として次のことをお伝えする。

### 1 ICT 活用に関する健康問題

(1) タブレット等の使用時間が拡大される中、視力の低下が著しい状況にある。省エネによる画面の輝度を低くするということもあり、今後の指導を重視する必要がある。

(2) 本来学校は、人と人のかかわりを学ぶ場である。コミュニケーションの取り方をどのように捉えていくのか、保健学習の「心の健康」の学習が今後、これまで以上に重要である。(P29 目標 2 豊かな心の育成に関すること)

### 2 特別支援教育に関すること

(1) 現在の状況では、配慮が必要な生徒がどの校種にも一定数在籍している。指導者の専門性の向上にあたっては、現場に相談できる専門家の配置は必要である。現状でいつでも相談できる専門家(SC・SSW 等)は週 1 回程度の配置である。今後、生徒数の減少が見込まれるが、児童生徒 1 人 1 人に向き合うためにも、1 クラス当たりの定員の見直し、専門家の常駐が必要と考える。(P42 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂に関すること)

(2) 教育相談体制に関しても、上記、特別支援に関すること以外にも、心の健康を害する児童生徒への対応として、SC、SSW 等の専門家の常駐は必須であると考える。(P46 教育相談体制の整備に関すること)

### 3 学校・家庭・地域の連携・協働の推進に関すること

(1) コミュニティスクールと地域学校協働活動の推進は、学校だけではなく、地域、家庭の教育力の向上に繋がることと考える。その方法は地域の特性を生か

したもので柔軟な対応ができるものとしてほしい。(P50 目標8に関すること)

(2) 部活動の在り方については、学校現場は非常に混乱している昨今である。部活動は勝つための組織ではなく、社会性、協調性、コミュニケーション、同志とつながり等、授業では学ぶことのできない、貴重な経験ができる機会である。労働環境整備は必要なことであるが、これまでの貴重な経験は、地域クラブ活動で獲得することは極めて難しいと考える。特に地方においては、指導者の問題は深刻であり、結局、先生方がクラブの指導者になることは、十分に予想できる。スポーツ、文化活動を学校として行うことにおおいに意義がある。本計画の中での文言は多くはないが、この項目については個人的に改善ができないかと考える。(P50 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関すること)

以上

文部科学省総合教育政策局政策課  
振興計画係 御中

全国教育管理職員団体協議会  
会長 富嶋 修

## 中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見書

中央教育審議会教育振興基本計画部会の「次期教育振興基本計画の策定に向けた審議経過について(素案)」は、非常に有効な案が練られており高く評価するところではありますが、幾つかの点について、下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

#### I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

- p 2-3 (2) 第3期計画期間中の成果と課題の○4番目「教職員定数改善と支援スタッフの充実」の箇所  
◆意見⇒教職員定数の改善については加配定数が中心であったように思う。正規教員定数の増加が中心にならなかったことが「教員不足」の一因となっているように思われる。

#### II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- p 7 (総括的な基本方針)第1項目の3行目「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」について  
◆意見⇒理念・方向性は良いと思われる。課題は、これを現実に実施する際の人的配置や予算付けを確実に行ってもらいたいということであり、教職の魅力再生の正念場であるという認識である。
- p 9 (5つの基本方針)  
◆意見⇒①～⑤を実現するために、「誰一人取り残さず、可能性を引き出す」考え方の下で、学校現場の教職員のやる気の醸成を第一にして、過度な負担を強いることがないように願いたい。
- p 16 (共生社会実現に向けた教育の方向性)○3番目 「児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有する……」  
◆意見⇒学校においては学習指導能力が一番という風潮があるが、問題行動・いじめ・不登校対応等を考慮すると、教員の生徒指導能力の強化は重要であり、学習指導能力に勝るとも劣らない能力としてその評価も重視していくべきだと考える。

#### III. 留意事項 今後追記予定

#### IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本政策

- p 26 ○幼児教育の質の向上 「また、幼児教育と小学校教育の接続の改善に向け、幼保小の関係者が連携……」  
◆意見⇒幼児教育と小学校教育の接続とあるが、中学校も含め、幼児教育と小中学校にすべきではないかと考える。したがって、幼保小の関係者が連携は、幼保小中の関係者が連携となる。
- p 28 学校段階間・学校と社会の接続の推進  
◆意見⇒「小中一貫教育」とあるが、「幼保小中一貫教育」の視点が必要ではないかと考える。

- p 31 ○読書活動の充実 …学校図書館の整備充実・多様な子供の読書機会の確保、…  
◆意見⇒下線部を挿入し「学校図書館の整備充実・図書の時間をはじめとする多様な子供の読書機会の…」と考える
- p 32 (指導例) 子供の不読率の減少  
◆意見⇒「子供の不読率の減少」に関しては週1回の「読書の時間」の確実な実施が必要と考える
- p 33 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実  
◆意見⇒項目の1行目の「運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行……」に際しては「学校教育における部活動の意義を踏まえながら」を前に挿入し「運動部活動の……」とつなげたいと考える。
- p 34 【指標候補】  
◆意見⇒「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行い、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図るのであるから、「給食の残菜率の減少」も加える必要があると考える。
- p 39 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進  
◆意見⇒将来の日本の存立を考えるなら教育は国を守る防衛に劣らないものであり、「教育・理工系分野を……」 或いは、「理工系分野及び教育分野を……」等にすべきではないかと考える。
- p 43 ○不登校児童生徒への支援の推進  
◆意見⇒この課題は、学校・家庭・公的機関(こども家庭庁等)等が連携して取り組まなければならない「社会の問題」として考える。
- p 55 ○学校における働き方改革の更なる推進の第1項目  
◆意見⇒第1項目の2行目に下線部挿入を考える。  
「…長時間勤務の教職員も多いことから、仕事の仕分けを徹底し、教師が教師でなければ…」
- p 55 ○教師の資質能力の向上  
◆意見⇒第1項目の1行目に下線部挿入を考える。  
「……成否を左右する教師について、社会的地位の向上を図るために、養成・採用・研修……」  
◆意見⇒第2項目に関して、教職員の能力や業績を適切に評価し、処遇に反映させるにあたっては、所属校の教員集団による授業研究やICT研修等を推進するOJT等の時間の確保が何より必要であると考え。
- p 57 【指標候補】第3項目 「教師の業務負担を軽減するため……」  
◆意見⇒より積極的な国の働きかけによる教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実を求めたい。
- p 58 【基本政策】教育費負担の軽減に向けた経済的支援の第4項目  
◆意見⇒理工に農が加わり教育が抜けているのは如何。下線部の語句の挿入を願いたい。  
「・給付型奨学金と授業料減免…対象を多子世帯や教育・理工農系の学生の中間層に拡大…」  
[又は(理工農教系)]
- p 60 【基本政策】○学校施設の整備  
◆意見⇒下線部分を挿入し、遅れているトイレ改修等の学校快適化の整備を含めてほしいと考える。  
「……計画的な長寿命化、トイレ等の快適化改修を通じて、教育環境向上……」

以上

## 次期教育振興基本計画に係る意見

令和5年1月18日  
全国知事会

本会ではこれまで、Society5.0時代の到来など、社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代となっている中で、一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、初等中等教育の充実を求めるとともに、地方創生や地域の将来を支える人材及び産業の育成にとって重要な役割を担う高等教育の充実を、国に対して提言してきました。

このたび示された「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（案）」には、総括的な基本方針として、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、その実現に向けた基本的な方針と今後5年間の教育政策の目標がまとめられており、初等中等教育及び高等教育をさらに充実させる内容となっていますが、計画の策定に向けて次のとおり意見を提出します。

### 記

#### 1 学校教育を担う人材の確保と財源の在り方について

子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する教職員は、学校教育の基本となるものである。

学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の推進に向けて、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制など、新しい時代の学びを支える指導体制の充実を図る必要がある。また、いじめや不登校の児童生徒への支援、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の増加、学校における働き方改革などの課題に対応するためには、教職員定数の一層の改善や外部人材の積極的な活用が求められている。

さらに、成り手の減少などによる教師不足が全国的な問題となっていることから、教師を安定的に確保するための体制を早急に整備していかねばならない。

こうした複雑化・困難化する様々な課題に対応し、地方自治体が見通しを持って、学校教育のさらなる充実に向けた取組を展開できるよう、学校教育を担う人材の確保について、国による具体的な施策と財源の在り方について方向性を明示すること。

#### 2 特色ある教育の実現のための環境整備

子供たちが、変化の激しいこれからの時代を乗り越え、我が国の将来をリードするためには、子供たちが自ら考え、行動し、未来を切り拓いていく力を育む教育が必要である。

そのためには、従来の公平性を重視した画一的な教育ではなく、これからの時代に必要となる傑出した才能を伸ばす教育や、地域のニーズや社会の変化に対応した特色ある学校づくりなど、地方が自ら考え、独自性を発揮できる教育の実現が必要であることから、その実現に向けた施策の方向性を示すこと。

### 3 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

G I G Aスクール構想により、1人1台端末を始めとする学校におけるICT教育環境は大きく進展したが、今回、新たに基本的な方針として設けられた「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」を実現し、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成を目指していくためには、G I G Aスクール構想で整備された端末等の維持更新費や通信費への支援、通信回線の増強、情報通信技術支援員やG I G Aスクール運営支援センター等の学校をサポートする体制の整備、情報セキュリティ対策などの充実が不可欠であることから、これらの課題に対する国による具体的な支援の方向性を明示すること。

### 4 遠隔教育の推進について

児童生徒の習熟度に応じた質の高い教育を実現するため、遠隔教育における特例校制度や単位認定などの制度の見直しの方向性を示すこと。

### 5 部活動の円滑な地域移行について

令和4年8月9日付けで提出した『『文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)』に係る意見について』の趣旨等を踏まえ、運動部活動を含めた部活動の地域移行に関して、次の意見を踏まえた文言を記載されたい。

- ・ 部活動の地域移行について、地域の実情に応じた実施を尊重すること。
- ・ その際、これまで国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行うこと。
- ・ 生徒や保護者、教職員等の関係者に対し、部活動の教育的意義と地域移行との関係性を丁寧に説明するとともに、十分な広報を行うこと。
- ・ 地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、経済的に困窮する家庭の生徒に対する支援等について、国が責任をもって必要な財源を確保すること。

### 6 地方を中心とした人材育成に向けた高等教育充実について

第3期教育振興基本計画の策定に向けて提出した意見や全国知事会議の「『イノベーション・commons（共創拠点）』の推進に向けて」、令和4年8月9日付けで提出した「令和5年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」（文教関係）及びデジタル田園都市国家構想実現会議事務局がとりまとめた「学生を中心とした人口の動態に関する資料」を踏まえ、次の意見を踏まえた文言を記載されたい。

- ・ 大学進学時の転入などに起因する東京一極集中の状況とその是正が必要なこ

と。

- ・ 各々の地域の特色に応じた質の高い教育研究を行い、地域産業の振興に貢献するためにも、地方大学の振興が必要なこと。
- ・ 大学等が、地域の課題解決や新たな価値を創出する、地域の多様な主体による共創の拠点（イノベーション・commons）となるような支援が必要なこと。
- ・ 地方を中心として深刻な状況にあるデジタル人材等の不足を解消するため、高等教育機関における人材育成を様々な手法を用いて進める必要があること。
- ・ 大学等における実務家教員の活用促進等、産学官が連携した取組を進める必要があること。
- ・ 大学進学率の地域間格差が約20%と依然として大きいことから、大学進学率の地域間格差について、地理的状況、経済的状況、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発するなど、引き続き対処する必要があること。

発 社 第 10 号  
令和5年1月18日

文部科学省総合教育政策局政策課 御中

全国市長会社会文教委員会  
委員長 本庄市長 吉田 信解  
子ども・子育て検討会議  
座 長 大東市長 東坂 浩一  
(公印省略)

中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見募集について（回答）

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、次期教育振興基本計画の策定に向け、精力的にご審議を進められていることに対し深く敬意を表します。

本会ではこれまで、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、教職員の確保や加配、支援員等専門職の確保、安全対策を含めた就学支援、G I G A スクール構想の推進等について、国に提言してきました。

令和4年12月9日付見出しの件につきましては、同計画の方向性は本会としても望むところであり、目標達成に向けて実効性を伴った施策が講じられることを期待しています。

なお、同計画においてさらに盛り込むべき要素、強調すべき点などについて下記の通り意見を申し上げさせていただきますとともに、その他の意見等については、別紙をご確認ください。

記

## II. 今後の教育施策に関する基本的な方針

### ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

#### ・ （各学校段階における教育 DX の推進）

【意 見】：教育において I C T の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての負の側面への理解と共に、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため「デジタルシティズンシップ」という語句を加えることを検討いただきたい。(20 頁 7 行目)

#### ・ （計画の実効性確保のための基盤整備・対話）

【意 見】：1 人 1 台端末の整備は完了したものの、ランニングコストや端末の更新費用について、地方自治体のみでは対応が困難であるため、同計画において、国としても責任を持って適切な機器保守管理、機器更新に取り組むことを明記していただきたい。(22 頁 13 行目)

以上

頁番号	2頁
大タイトル	Ⅰ.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(1) 教育の普遍的な使命
幾つ目の○か	2つ目
本文 (見え消し修正)	近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態共通経験をもち、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
本文 (溶け込み)	近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという事態をもち、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性や教育の目標にある生命を尊重することの大切さを再確認する契機となった。
修正理由	新型コロナウイルス感染拡大とウクライナ侵略を同列に扱い、「共通経験」とするのは違和感がある。新型コロナを経験というのはわかるが、ウクライナ侵略を現時点で経験というのはどうか。

頁番号	2頁
大タイトル	Ⅰ.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(1) 教育の普遍的な使命
幾つ目の○か	4つ目
本文 (見え消し修正)	教育振興基本計画は、「不易」を基本普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。
本文 (溶け込み)	教育振興基本計画は、「不易」を基本としつつ、社会や時代の「流行」の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものと言えよう。
修正理由	教育振興基本計画の中に普遍的な「不易」の部分があり、時代の「流行」を取り入れつつ変化しているものではないか。「不易」を使命に直結させるのはどうか。

頁番号	3頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(2) 第3期計画期間中の成果と課題
幾つ目の○か	8つ目
本文 (見え消し修正)	<del>なお、不登校が家庭の貧困につながるとの懸念も指摘されている。</del>
本文 (溶け込み)	
修正理由	「不登校が家庭の貧困につながる」という概念の指摘があることはわかるが、不登校が必ず貧困につながるような印象を与えるので、削除すべきである。

頁番号	5頁
大タイトル	1.我が国の教育をめぐる現状と課題
中タイトル	(3) 社会の現状や変化への対応
幾つ目の○か	7つ目
本文 (見え消し修正)	社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることがなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
本文 (溶け込み)	社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることがなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
修正理由	子ども主体としている段落との整合上の修正。

頁番号	7頁から23頁
大タイトル	II 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	
本文 (見え消し修正)	
本文 (溶け込み)	<b>【意見】</b> 教育基本法第17条に基づく政府が定める計画であり、主たる読み手として国民、政府機関、地方公共団体を想定していると思料するが、ウェルビーイングの記載は各所にあるものの、未来を担う子ども達に対するメッセージをもう少し盛り込んでよいと思われる。
修正理由	

頁番号	8 頁
大タイトル	II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	7 丁目
本文 (見え消し修正)	<p>ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、<del>利他性</del>、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的な幸福と協調的な幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調 (Balance and Harmony) あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国から国際的に発信していくことも重要である。</p>
本文 (溶け込み)	<p>ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的な幸福と協調的な幸福とのバランスを取り入れた日本発のウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調 (Balance and Harmony) あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつあり、我が国から国際的に発信していくことも重要である。</p>
修正理由	「利他性」が本来の意味ではなく、自分のために他人を利用する意味に誤解されやすいため削除。

頁番号	8 頁
大タイトル	II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	
幾つ目の○か	9 丁目
本文 (見え消し修正)	<del>ウェルビーイングと学力の関係は、ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、</del> 個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。
本文 (溶け込み)	ウェルビーイングと学力の関係は、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要である。
修正理由	素案の書き方だと、基本的にウェルビーイングと学力を対立的に捉えているように読み取られる懸念がある。もともと対立的には捉えていないのではないか。

頁番号	9 頁
大タイトル	(5 つの基本的な方針)
中タイトル	①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
幾つ目の○か	1 丁目○
本文 (見え消し修正)	他者と協働しチームで問題解決するといった能力をの生涯にわたっての学びが
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案はやや意味が通りにくい。

頁番号	9 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育施策に関する基本的な方針
中タイトル	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 (社会の持続的な発展に向けて)
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって <b>学び</b> ることが今後一層求められる <b>ことが予測され</b> 、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
本文 (溶け込み)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって <b>学ぶ</b> ことが今後一層求められる、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
修正理由	

頁番号	9 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 (社会の持続的な発展に向けて)
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって <b>学び続ける</b> ことが今後一層求められると <b>ことが予測され</b> 、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
本文 (溶け込み)	AI やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や他者と協働しチームで問題解決するといった能力を生涯にわたって <b>学び続ける</b> ことが今後一層求められると予測され、こうした変化に教育も対応していく必要がある。
修正理由	

頁番号	20 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	(各学校段階における教育DX の推進)
幾つ目の○か	2 丁目
本文 (見え消し修正)	これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシー、 <b>デジタルシティズンシップ</b> やサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
本文 (溶け込み)	これらの取組の推進に当たっては、デジタル社会の正負の側面にも留意しつつ、デジタルリテラシー、デジタルシティズンシップやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
修正理由	教育においてICT の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての負の側面への理解と共に、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため。

頁番号	22頁
大タイトル	Ⅱ.今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	指導体制・ICT環境等の整備
幾つ目の○か	1丁目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	勤務から仕事に修正する必要性があるのか

頁番号	22 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 (指導体制・ICT 環境等の整備)
幾つ目の○か	2つ目
本文 (見え消し修正)	加えて、ICT 環境の充実が計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用と、 <b>そのための適切な機器保守管理、端末機器の更新</b> やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師のICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。
本文 (溶け込み)	加えて、ICT 環境の充実が計画の実効性の確保のために不可欠である。1人1台端末の持続的な活用と、そのための適切な機器保守管理、端末機器の更新やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT 支援員の配置、GIGA スクール運営に係る体制の強化、教師のICT 活用指導力の向上等、GIGA スクール構想を更に推進していく必要がある。
修正理由	1人1台端末の整備は完了したものの、ランニングコストや目前に迫っている端末の更新費用について、地方自治体のみでは対応が困難であるため、次期基本計画において、国としても責任を持って適切な機器保守管理、機器更新に取り組むことを明記していただきたい。

頁番号	23 頁
大タイトル	Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針
中タイトル	(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	小中高等学校から高等教育段階を通じて、 <b>日々の老朽化対策や</b> 長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策 <b>や</b> 、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
本文 (溶け込み)	小中高等学校から高等教育段階を通じて、日々の老朽化対策や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策、防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。
修正理由	長寿命化工事のみでなく、日々の老朽化対策についても、環境整備において重要であるため。(※6 1 頁下から 1 1 行目の記載も同様)

頁番号	27頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】キャリア教育・職業教育の充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	これまでの職業教育からキャリア教育への変遷を鑑みるとこの2つが並列に表記されることは違和感がある。

頁番号	30頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標2 豊かな心の育成
幾つ目の○か	4つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	第三者性→第三者による 表現がわかりにくい

頁番号	30頁
大タイトル	IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○いじめ等への対応、人権教育の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	その際、令和5年4月に設置されるこども家庭庁などの関係省庁と連携・協力しつつ、総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
本文 (溶け込み)	その際、令和5年4月に設置されるこども家庭庁などの関係省庁と連携・協力しつつ、総合教育会議等を活用した首長部局と教育委員会との連携促進や、いじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組む。
修正理由	総合教育会議については、「総合的な施策の大綱の策定」、「重点的に講ずべき施策に関する協議」、「児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議」等を想定されており、「日常的な」の表現が馴染まないと考えるため。 (※57頁8行目の記載も同様)

頁番号	30 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○いじめ等への対応、人権教育の推進
幾つ目の○か	2 つ目
本文 (見え消し修正)	問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、 <b>家庭と連携のうえ</b> 必要な指導・支援を行う。
本文 (溶け込み)	問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、家庭と連携のうえ必要な指導・支援を行う。
修正理由	問題行動を起こす児童生徒への対応においては、家庭との連携が大切であるため。

頁番号	40 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	主権者教育、消費者教育に加え租税教育を実施していく必要があるのではないか。

頁番号	41 頁
大タイトル	IV今後5年間の教育施策の目標と基本施策
中タイトル	目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	4つ目の○ 男女共同参画の推進
本文 (見え消し修正)	・児童生徒の発達段階に応じて、 <b>男女の</b> 平等や相互の理解、 <b>男女が</b> 共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくし男女共同参画を推進する意識を醸成する。
本文 (溶け込み)	・児童生徒の発達段階に応じて、平等や相互の理解、共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子供たちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払しょくし男女共同参画を推進する意識を醸成する。
修正理由	「男女」という表現は、男か女かの二者択一と受け取られる可能性があるため。

頁番号	42 頁
大タイトル	IV今後5年間の教育施策の目標と基本施策
中タイトル	目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
幾つ目の○か	<b>【指標候補】</b>
本文 (見え消し修正)	・ <b>学級学校</b> 生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加
本文 (溶け込み)	・学校生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加
修正理由	学級会で話し合うのは、学級の課題にとどまらず、学校全体の課題についてを対象とすることが多いため。

頁番号	43頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○特別支援教育の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	インクルーシブ教育システムについて、どこまでを目標としているのかがわかりにくい。

頁番号	43頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○不登校児童生徒へ支援の推進
幾つ目の○か	1つ目
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	つながれる→つながる又はつなげられるではないか

頁番号	45頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】○夜間中学の設置・充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	「夜間中学」の表記では学級か学校かの定義が曖昧である。

頁番号	50頁
大タイトル	IV.今後5年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	【基本施策】家庭教育支援の充実
幾つ目の○か	-
本文 (見え消し修正)	-
本文 (溶け込み)	-
修正理由	公教育における家庭教育への支援をどこまで行っていくべきなのか、内容が乏しい。

頁番号	52 頁
大タイトル	目標1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成
中タイトル	【基本施策】
幾つ目の○か	2つ目の○
本文 (見え消し修正)	学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案はやや読みにくい。

頁番号	53 頁
大タイトル	目標1 1 教育DXの推進・デジタル人材の育成
中タイトル	【基本施策】
幾つ目の○か	6つ目の○
本文 (見え消し修正)	全国的な公共的 <del>な</del> 基盤 <del>的</del> ツールの整備を進めていく。
本文 (溶け込み)	
修正理由	原案は「○○的な○○的な○○的」となり読みにくい。

頁番号	53 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	目標 1 1 教育DX の推進・デジタル人材の育成
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	情報活用能力（情報モラルを含む。）育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育必修化に対応した研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、 <b>情報モラルデジタルシティズンシップ</b> 教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
本文 (溶け込み)	情報活用能力（情報モラルを含む。）育成のために、ICT の活用事例提供、小学校から高等学校までのプログラミング教育必修化に対応した研修、情報活用能力調査の結果公表など総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。また、 <b>デジタルシティズンシップ</b> 教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。
修正理由	教育においてICT の活用が「日常化」を図る上で、デジタルに対しての倫理感を育てるだけでなく、デジタルと適切に付き合える行動規範を身に付ける必要があるため。

頁番号	55 頁
大タイトル	IV. 今後 5 年間の教育政策の目標と基本施策
中タイトル	○指導体制の整備
幾つ目の○か	1 つ目
本文 (見え消し修正)	多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和 3（2021）年の義務標準法改正による小学校35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導・ <b>支援</b> 、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る
本文 (溶け込み)	多様な子供たち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るため、令和 3（2021）年の義務標準法改正による小学校35 人学級の計画的整備や小学校高学年における教科担任制の着実な推進をはじめとして、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導・支援、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る
修正理由	指導のみでなく、支援の観点も必要であると考えため。 ※1 4 頁下から 6 行目の「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援」及び 4 3 頁 9 行目の「障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援」の記載との統一。

令和5年1月18日

文部科学省総合教育政策局政策課 御中

全国町村会  
政務調査会行政委員長 木野 隆之

### 中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見募集について（回答）

令和4年12月9日付文書により意見を求められた「中央教育審議会教育振興基本計画部会に係る意見募集」について、全国町村会の意見は下記のとおりである。

なお、本意見は全国町村会の本件を所管する委員会委員（各都道府県町村会長）である町村長に意見照会を行い、その結果を踏まえ、とりまとめたものである。

#### 記

##### 1. 今後の教育政策に関する基本的な方針について

- 超スマート社会（Society5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況にある。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが重要。
- 共生社会を実現していく上で、子どもの背景や特性・意欲の多様性を前提として、子どもの視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されることなく、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていくことが必要。
- 教育の目的で大切なことは、処理能力の向上ではなく、社会生活を送るために必要な知識、学力を基本に、考える力を育てることである。学校教育はあらゆる場面で、考える習慣を身につけることが重要。

## 2. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策について

### 目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成について

- 小学校における教科担任制の導入に向けて優秀な教員の養成を行い、小規模校にも適正に配置をしていく必要がある。特に、英語科、音楽科、理科、家庭科などの教員が不足している。
- 地方には、中学校に配置基準どおり定員が配置されても、全教科の教員が揃わない地域や、支援を必要とする児童生徒が増加する中にありながら教職員の数が十分でないために、きめ細かな指導・支援が困難な地域がある。よって、教職員の人材確保と定数改善が必要。

### 目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成について

児童生徒のスポーツ参加に大きく寄与している運動部活動について、本会がかねてから、中学校における部活動の地域移行を拙速に進めることがないよう、町村の意見を十分踏まえるとともに、部活動指導員等の指導者確保に係る人的・財政的支援を拡充するよう要望してきた。

町村から寄せられた意見は以下の通りである。

- 運動部活動改革の推進について、地方の小規模自治体においては、指導者となる人材や受け皿となる総合型地域スポーツクラブが少なく、特に平日（放課後）の部活動となれば更にその確保が困難になると考えられる。  
また、仮に地域移行をした場合に、その費用をどのように捻出するか（公費、保護者負担）も大きな課題となるものと考えられる。
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、受け皿となる地域団体の不足、技術力・生徒指導力を有する外部人材の確保、外部人材の人員費の確保、地域移行に伴う保護者の受益者負担など、課題が多い。
- 教職員の負担軽減や少子化の進行が部活動の地域移行を進める理由ということは理解できるが、これまでの部活での生徒指導が学校運営上、プラスの効果に寄与する役割は非常に大きかった。今後は部活に参加しない生徒が増加することも容易に想像でき、その子どもたちが放課後を如何に過ごすかが課題となるのではないか。これらのことなどが学校運営面で負の効果に波及する可能性もあると考える。

- 中山間地域にある過疎町村では、学校の部活動があることにより、スポーツの楽しさや、喜び、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成、体力の向上や健康の増進が図られてきた。このような地域では、土日及び平日の部活動を地域へ移行することにより、スポーツに親しむ環境が失われてしまう可能性が極めて高い。
- スポーツが不得意な児童生徒のための取り組みやすい軽スポーツの提供も考慮し、苦手意識を克服させるための方策も必要。
- 体育・スポーツ施設の整備充実について、スポーツ専用施設（体育館・グラウンド等）をはじめ、地域でスポーツに供される施設（学校、都市公園等）の整備に対する更なる財政的支援が必要。  
また、指導者の確保に向け、都道府県等広域での「人材バンク」の創設が必要。
- 食育の充実について、家庭における保護者の協力が必要不可欠であることから、保護者への普及啓発にこれまで以上に努めることが重要。

#### 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂について

- 一人一人の教育的なステージに応じた学びの場を確保するためには、学校施設の整備（バリアフリー化等）や専門的人材（支援員・医療的ケア看護職員等）の確保が必要であり、そのためには多額の経費を要するので財政支援が必要。  
特別支援教育の推進、不登校児童・ヤングケアラーへの支援、子どもの貧困対策、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援などに関する国の財政措置や新たな事業の創設に言及することが必要。
- 特別支援教育は今後ますます大切になると考える。「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の実現のためにも、より手厚い財政措置が必要。

#### 目標 9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上について

児童生徒のスポーツ参加に大きく寄与している運動部活動について、本会がかねてから、中学校における部活動の地域移行を拙速に進めることがないよう、町村の意見を十分踏まえるとともに、部活動指導員等の指導者確保に係る人的・財政的支援を拡充するよう要望してきた。

町村から寄せられた意見は以下の通りである。

- 運動部活動改革の推進について、地方の小規模自治体においては、指導者となる人材や受け皿となる総合型地域スポーツクラブが少なく、特に平日（放課後）の部活動となれば更にその確保が困難になると考えられる。また、仮に地域移行をした場合に、その費用をどのように捻出するか（公費、保護者負担）も大きな課題となるものと考えられる。（再掲）
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、受け皿となる地域団体の不足、技術力・生徒指導力を有する外部人材の確保、外部人材の人員費の確保、地域移行に伴う保護者の受益者負担など、課題が多い。（再掲）
- 教職員の負担軽減や少子化の進行が部活動の地域移行を進める理由ということとは理解できるが、これまでの部活での生徒指導が学校運営上、プラスの効果に寄与する役割は非常に大きかった。今後は部活に参加しない生徒が増加することも容易に想像でき、その子どもたちが放課後を如何に過ごすかが課題となるのではないか。これらのことなどが学校運営面で負の効果に波及する可能性もあると考える。（再掲）
- 中山間地域にある過疎町村では、学校の部活動があることにより、スポーツの楽しさや、喜び、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成、体力の向上や健康の増進が図られてきた。このような地域では、土日及び平日の部活動を地域へ移行することにより、スポーツに親しむ環境が失われてしまう可能性が極めて高い。（再掲）
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について、学校を核とした地域づくりが必要な地域と、既に地域の中に学校が取り込まれている地域があるので、地域事情に合わせて考えることも必要。

#### 目標 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成について

- 学校における働き方改革の更なる推進について、教員の業務軽減のための校務のデジタル化はもとより、教員業務支援員、ICT支援員、学校司書といった業務支援スタッフに要する経費について、更なる財政的支援が必要。
- 情報モラル教育では、定まった行動規範やルール、危険回避の仕方を教えて徹底するのではなくデジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する能力を身につけさせることを目的にしていく教育が必要。

## 目標 12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化について

- 指導体制の整備について、少人数学習や専科指導を担う加配教員を削減することなく、安定的な財源による措置が必要。
  
- G I G Aスクール構想を強力に推進するためにも、全国的な通信環境の整備が必須であり、地域間格差をなくすためにも早期の整備を事業者に働きかけていただくとともに、国として通信費や端末等機器の更新費用等への財政的な支援が必要。
  
- デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないよう、導入の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすることが必要。

## 目標 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保について

- 三位一体の改革に伴い平成17年度から、教育費負担軽減に向けた経済的支援については、準要保護世帯に係る就学援助費は地方一般財源により執行しており、自治体財政規模等によりその給付額に差が生じている。町村のような小規模自治体には体力の限界が近づいていることから、ひとり親家庭等一定の条件付きでも構わないので改めて国の支援を検討する必要がある。
  
- へき地や過疎地域、農山村等における学びの支援について、中山間地域等で高校通学が困難な地域における生徒の通学費及び借家住居費等に対する支援が必要。  
また、児童生徒数の減少に伴い統廃合が進む中、特に中山間地域ではスクールバスの需要が高まっていることからスクールバスの購入費、更新に対する補助金の嵩上げ、運行経費等、財政的な支援が必要。

教育振興基本計画部会における審議経過報告の素案に対し、指定都市教育委員会協議会として次のとおり意見を述べさせていただきます。

【P. 10】

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成  
(社会の持続的な発展に向けて)

- 将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、(略)他者と協働しチームで問題解決するといった能力を身につけるために生涯にわたり学び続けることが、今後一層求められることが予測され、社会の持続的な発展に向けてこうした変化に教育も対応していく必要がある。

※小見出し(社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成)の内容が分かりやくなるよう、太字波線部を追記・修正。

【P. 50】

指標候補

「よりよい学校をつくるために主体的に関わっていると回答する児童生徒の割合の増加」

※目標6の基本施策(案)に「子供の意見表明」や「主権者教育の推進」とあるため、現在の指標候補に上記指標を追加。

令和5年1月18日

次期教育振興基本計画の策定に向けた

これまでの審議経過について（報告）（素案）への意見

全国町村教育長会  
会長 二見吉康

全国町村教育長会は、925自治体から構成され、その多くは、少子高齢化と過疎化の地域であり、人口減少問題は極めて深刻な状況である。

いわゆる「へき地」で、一般に山間や離島など、都市的地域から離れた場所で、交通条件や、自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地や離島などの地域における公教育を受ける機会を期しているという視点から、全体を考察していただきたい。そこで、全国町村教育長会としていくつかの意見を述べる。

P3 「いじめ、不登校児童生徒数の増加」について

・いじめや不登校児童生徒の増加の原因にまで言及していない。記載できないか。

（原因は様々あると思うが、部会としての捉え方や見解があれば知りたい）

P8 最後の行に「あわせて、定数改善や給特法の見直し等についての検討も必要である。」を挿入してはどうか。

P15 「○加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず」については、小規模な自治体が多くを占めている本会にとっては大変ありがたい内容である。財政上の格差がそのまま学習環境の格差につながらないように、また子ども達が住む場所によって学習の充実度に格差が生まれぬよう、小規模な自治体のことも考慮した中でよろしくお願いしたい。

なお、「○加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、」を、「○加えて、山間や離島など、都市的地域から離れた場所で、交通条件や、自然的、経済的、文化的条件に恵まれない状況であっても」 という表現に変更されたい。

P21 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

「経済的・地理的状况によらず子供たちの学びを確保するための・・・機能強化などを図ることが重要である」。

さらに加えて「へき地・山間・離島等の地域の教育行政の財政基盤への支援が重要である。」

P21 ⑤計画の実効性確保の基盤整備・対話 の対話について以下の分に説明がない。対話という言葉は必要ないのでは？

P22, 1 ポツ目 3, 8 行目に「多様化」という文言が使われているが、「複雑化・多様化」という表現の方が実態にあっているのではないか。

P22, 1 ポツ目 8 行目の「その際、多様化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、…」となっている。チーム学校の考えについての異論はないが、指導体制という意味では教職員の定数改善や教職員の配置が先ずは重要であると考え。「その際、多様化する困難等に対し教職員の加配をはじめ「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、…」に加筆されたい。

- P23 「○その際、地域によっては・・・」を「○その際、中山間や離島など、地域によっては学校外の・・・」という表現に変更されたい。
- P30,2 ポツ目「生命の安全教育の推進」において、「生命（いのち）の安全教育」の推進については重要なことで特段異論はないが、いじめ等で自ら命を絶つといった問題も大きな課題と捉えるが。
- P31 「○読書活動の充実」  
「すべての学校に」という主旨を加筆していただきたい。
- P43 「不登校児童生徒への支援の推進」について  
・多様な教育機会の確保、不登校と特例校の設置等について記載されているが、根本的な解決に向けて、未然防止のための具体的な施策、取組について記載が必要ではないか。
- P49 指標候補の文で、この1年くらいの間といわれているが、「この1年」と明記でよいのではないか。
- P50 【基本施策】7行目 まちづくりといった、を削除し「地域課題解決のためのプラットフォームにもなる学校を核とした地域づくりの推進を図る。」  
その下の指標候補の並べ方として、まず、自治体に関する項目から記述し、次に地域住民の増加、そして公立学校に関することと、整理して明記をしたらどうか。
- P52 【基本施策】○児童生徒の情報活用能力も育成 下段の 制度・マナー、個人が果たす役割や責任「等について自覚を促し」と挿入したらいかがか。
- P56 「学校における働き方改革の更なる推進」について  
・教員以外のスタッフの充実も大事だが、定数改善による教員の増加が必須と考える。特に、小学校においては級外の配置基準を見直し、教員増を図っていただきたい。また、中学校の35人学級の早期実現と小学校低学年の30人学級を実現していただきたい。

令和5年1月18日

別添 参考資料

次期教育振興基本計画の策定に向けた

これまでの審議経過について（報告）（素案）への参考資料

全国町村教育長会

会長 二見吉康

### ○表記について

- ・「1人1台端末」と「一人一台端末」の2通りの表記がされている。答申等の引用などの理由から、このような表記になっているのか。統一する必要はないとの見解か。

「1人1台端末」…P3, 2ポツ目3行目、 P19, 2ポツ目1行目、 P22, 2ポツ目1行目、

P51, 3ポツ目項目及び2行目、 P56, 1ポツ目1行目

「一人一台端末」…P25, 2ポツ目3行目、 P43, 1ポツ目9行目

- ・P19, 5ポツ目2行目の「面接授業」の文言について。

「面接授業」については、文部科学省通知において示されている。

一方、新型コロナの関係で、「対面授業」という文言が一般的には多く使われるようになった。

本素案においても、両方が使われているが、統一する必要はないとの見解か。

P20, 6ポツ目2行目、「リアル（対面）による授業」

P20, 6ポツ目3行目、「遠隔・オンラインと対面・オフライン」

P21, 1ポツ目1行目、「対面指導に加え」

- ・「安心・安全」と「安全・安心」の2通りの表記がされている。統一する必要はないとの見解か。

「安心・安全」…P20, 4ポツ目3行目、 P P60, 目標 15、 4行目（目標 15では「安全・安心」で表記される中、4行目のみ「子供たちが安心・安全に学校生活を…」となっている。文章の意味からも「安心・安全」がよいと思う中で、「子供たちが安心して安全に学校生活を…」と表記する方法もあるのではと考える。「安心・安全」「安全・安心」の使用に差異がないとの考えならば拘ることはないと思うが）

「安全・安心」…P23, 3ポツ目項目及び3行目、 P33, 2ポツ目4行目及び5ポツ目、

P60, 目標 15 項目及び1行目、 3ポツ目1行目

### 【教育長からのご意見】

1. 今、教育現場は、特に、次の2点について強い危機感を持っている。

①いじめ、不登校の急激な増加

②教員採用試験の受験倍率の低下と講師不足

まず、①については、考えられる要因はいくつもあるが、その中の一つに「授業が楽しくない、わからない」ということがある。教師の力量不足もあるが、指導すべき学習内容が多すぎることで、教師に教材研究等の時間的余裕がないことが大きく関わっている。

次に、②については、教職のやりがいより大変さ（ブラックな側面）が大きく取り上げられ、優秀な学

生が教職を敬遠するようになってきていること、既卒の教員志望者が減少していることが影響しているものと考える。

次期学習指導要領の改訂においては、学習内容の精選が必要と考える。平成 20～21 年の改訂により指導内容、授業時数が増え、さらにいくつもの「〇〇教育」が学校現場に求められるようになったことが教職員の多忙化と子どものゆとりのなさを引き起こしている。それゆえ、これからの時代に必要な教育を実現し、教職の魅力を取り戻していくためには、学習の質を担保しながら内容の精選を図っていくことが必要だと考える。

2. 小学校高学年における教科担任制の推進においては、「優先的に専科指導の対象とすべき教科」として「外国語、理科、算数、体育」があげられているが、小学校教員の現状を踏まえ、外国語の専科について一層の推進を図ってほしい。

#### 運動部地域移行

- ◇ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言に対する全国町村教育長会からの意見等を踏まえ、指導者や受け皿団体の確保等、様々な課題への対応・支援について検討願いたい。

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」  
に対する意見

一般社団法人全国社会教育委員連合

中央教育審議会教育振興基本計画部会において、第4期教育振興基本計画の策定に向け、精力的にご審議を進められていることに対し、敬意を表します。あわせて、今回、当会にも意見表明の機会を与えてくださいましたことに感謝申し上げます。

当会は、都道府県及び市町村教育委員会が委嘱する社会教育委員の資質と職責の向上に努めるために社会教育に関する諸事業を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的とした団体です。

社会教育委員は社会教育法を根拠とする委嘱委員で、「社会教育に関する諸計画を立案すること」が重要な職務の一つとして定められています。また、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合含む。）教育委員会における社会教育委員の設置率は95.9%で、全国に19,241人が委嘱されています。（平成30年度社会教育統計）

これまで、中央教育審議会の答申等では生涯学習社会の構築に向けて社会教育の重要性について繰り返し提言等がされてきました。近年は、学校・家庭・地域の連携・協力の必要性、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環への期待が提言されています。

地域における社会教育の振興、学校・家庭・地域の連携・協力、地域の教育力の向上、地域における課題解決に向けた取組の展開などを計画的かつ着実に進めるためには、地域の実情に詳しい方が委嘱されることが多い社会教育委員の制度を一層活用すべきであり、また、そのために社会教育委員の資質向上を図っていく必要があると考えています。

このことから、「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」に対して、社会教育委員の制度の活用と、社会教育委員の資質向上を支援する立場から、特に下記の5点について、意見を申し上げます。（青字が修正意見です。）

記

「Ⅰ. 我が国の教育をめぐる現状と課題」

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進（p. 17）

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）の最後の○

- このため、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図る**について社会教育委員の会議を活用して計画的に進めていく**ことが求められる。

同

**(生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進) (p. 19)**

- 生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう (以下略)
- 都道府県並びに市町村の社会教育委員には、社会教育に造詣の深い学識経験者に加え、それぞれの地域で、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者など、地域の社会教育で実践者として学び育った方が委嘱されていることが多い。この方々にとっては学んだ成果の還元であり、社会参加であり、地域における社会教育活動の成果である。上述した社会教育が果たす役割には、地域の活動に詳しい社会教育委員が関わるさまざまな地域の人材や団体などのネットワークを活かして地域の社会教育を展望することが社会教育委員の活動に期待される。
- また、障害者の生涯学習機会が (以下略)

**「IV. 今後の5年間の教育政策の目標と基本施策」**

**目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 (p. 58)**

**【基本施策】**

**(追記要望)**

全体のこととして、地域の社会教育を推進するために、社会教育委員の役割が重要であることについて言及していただきたい。

**【指標候補】**

**(追加)**

- ・都道府県及び市町村の社会教育委員(の会議)の設置率及び社会教育委員が「社会教育に関する諸計画を立案すること」の職務を行った件数及び率

**目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化**

**○地方教育行政の充実 (p. 64)**

- ・教育環境の整備を着実に進めるためには、各地域における行政体制・機能の充実を図ることが必要であり、教育行政への多様な人材の参画や教育委員会のチェック機能の実質化、総合教育会議等を活用した日常的な教育委員会と首長部局の連携等の推進を図る。
- ・また、各地域の社会教育における行政体制・機能の充実を図ることも必要であり、そのために、今以上に社会教育委員(の会議)の活用を図る。さらに、社会教育委員の活動の事例研究や情報交換などを通じた委員研修の機会への支援を行い、社会教育委員の資質向上を図る。

**目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働 (P. 67)**

NPOや企業、地域団体等との連携・協働、社会教育委員が持つ地域のネットワークの活用により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進する。

以上

次期教育振興基本計画 資料3  
豊かな国造りの学びであるのか？子供個々の自立や  
次期計画の目標と基本施策

目標1

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
  - ・文房具の一つとしての端末（タブレット）の在り方、教職員の ICT 活用能力の格差の是正並びに研修の充実にお力添えをお願いいたします。
- 主体的・対話的で深い学びと学習指導要領
  - ・子供たちの未来への自立のためとの理解はありますが、どこまで子供たちに「学び」を求めていくのか？「学び」とは能動的であるべきではあるが、義務教育での「学び」は人間形成の基礎であると考えます。持続可能な社会の担い手との思いが強すぎ社会のニーズが子供たちの個々のニーズを「学び」から奪わないかが心配です。
- 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
  - ・PTA の立場からも調査の CBT 化には賛成であるが、この調査の目的の認識が保護者にも浸透していないように感じます。また、調査結果の分析後の可視化が求められるように感じます。
- キャリア教育・職業教育
  - ・「キャリア・パスポート」（キャリア・ノートなどとも呼ばれる）の活用は、担任により利用頻度がかかなり違ってきます。年 1 回の利用もあれば、週 1 回は利用するなど、あまりにも利用頻度に格差があります。社会的・職業的自立の基盤の取り組みとの認識であるならば、幼・小・中・高連携の取り組みとして統一した推進をお願いいたします。

目標2 豊かな心の育成

- 子供の権利利益の擁護
  - ・保護者・教職員を含めた大人や社会的理解・認識が必要になると考えます。
- 主観的ウェルビーイングの向上（自己肯定感、他社とのつながり等）
  - ・子供たちの個々のニーズや考え方の理解が必要となってくる。ウェルビーイングな場をどのように提供できるのか、また、子供たちが自主的に作り上げていくことができるのか重要になってくると考えます。
- 道徳教育
  - ・人とのつながりの中で、道徳性は求められるものであるが、この多様性の時代で個々に応じた道徳性を養うのは指導する立場としても困難であると考えます。外部人材の利用の考慮いただければと考えます。
- いじめ・人権教育
  - ・いじめにおいて保護者の立場からいつも感じるのは、対応が後手になることです。認識の相違、対応の遅延、説明不足から隠べいの意識はなくてもそのように捉えられているように感じます。「チーム学校」で対応しているにも関わらず、その対応が見えてこないことがあります。教職員個々の意識の徹底と校長や教頭などの管理者の認識の共有など持続的な取り組みを作り上げる必要があると考えます。案件が発生した時点で外部のいじめ担当者の介入を制度化することも一つかと考えます。
  - ・教職員の体罰については、見て見ぬふりをする職員がいたとしたら加害者と同じです。教職員同士がお互いに監視役である認識も必要だと考えます。
- 発達支持的生徒指導
  - ・理想的な生徒指導とは思いますが、きめ細やかなサポートが必要であると考えます。教職員のサポート・支援人材の増員、または教職員の増員を切にお願いいたします。

- 生命の安全教育
  - ・いじめや道徳教育に繋がると考えます。大いに推進をお願いいたします。
- 体験・読書活動
  - ・多くの体験活動を通して、ウェルビーイングな感情、または場所作りにつながると感じます。日本 PTA においても国内研修事業として全国の子供たちの学びの場、つながりの場の提供を継続して行っております。行政においても数多くの機会の創出をお願いいたします。
- 伝統文化
  - ・小・中での地域の伝統や文化に触れることは、何よりも地域の一員としての自分の立場を認識するには重要なものと考えます。地域から求められる人材としての認識を持つことは、将来的にも地域の一員として生きていく理由の一つでもあると考えます。地域の少子化から若者の地方回帰は、大切な案件でもあります。子供が地域でウェルビーイングな居場所作りができることにより大切な人材確保につながればと期待しております。
- 青少年健全育成
  - ・今日的な課題の一つとして、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」は、単位 PTA においても行われております。情報モラルの研修が保護者の認識が有る無しに関わらず推進していくには、PTA 活動の広い認識が必要であると考えます。PTA との連携を謳ってはいかがでしょうか。
- 文化芸術による子供の豊かな心の育成
  - ・運動部活動の地域移行と同様に今後移行が進んでいきますが、様々な問題が山積みだと感じております。移行期間をとっていただきましたが、注意深く見守っていただき要望等にお力添えをいただければと思います。

### 目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

- 学校保健・学校給食、食育
  - ・現代では多くの子供たちが心の病に悩んでおります。学校保健においてもメンタルヘルスの問題は非常に重要であり、喫緊の問題であると考えます。この問題は学校内だけではなく、社会が一体となって取り組む必要があると考えます。子供たちが一社会人として自立するためにも保険教育の在り方が問われるのではないのでしょうか。
- 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
  - ・子供たちの生活時間の変化による健康面や発育が気になります。特に「早寝早起き朝ごはん」の国民運動にもかかわらず、朝食をとる子供の数が減少気味なのが気になります。小・中に関しては保護者の責任も多くあると感じています。改めて PTA においても「早寝早起き朝ごはん」の推奨を促していきたいと思っております。
- 運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備
  - ・子供たちの継続的なスポーツへの取り組みの機会や、様々なスポーツに触れる機会、また、教職員の働き方改革など地域移行が始まりましたが、ご存知のように地域格差、費用の問題、受け皿の問題など多くの課題が山積みでいます。移行期間をとっていただいておりますが、その期間にとらわれることなく、要望や課題にお力添えをいただければと考えます。
- スポーツ実施者の安全・安心の確保
  - ・子供たちが安心して、また保護者も信頼して預けることのできる指導者の養成は欠かせないと感じます。前述と同じくお力添えをお願いいたします。

#### 目標 4 多様なニーズへの対応と社会的包摂

- 特別支援教育（病気療養、医療的ケア、学校施設のバリアフリー化を含む）
  - ・インクルーシブ教育の推進には、現在の状況下では圧倒的に人員不足、特に専門性の職員が必要であると考えます。教職員の専門性の向上では補えない部分が多々あり、ICT を利用したとはいえ、ICT は手段であり根本的な解決にはならないと考えます。専門性を持った外部人材の活用をお願いいたします。
- ヤングケアラー
  - ・ヤングケアラーの増加が懸念されます。目に見えないことから潜在的な人数はさらに多いと考えます。早期に救い上げるための対策、方法、もしくは法案などの設置が必要な問題であると考えます。
- 子供の貧困
  - ・貧困は現代社会の問題の大きなひとつであると考えます。子供が当たり前に見えるべき教育機会の喪失は、未来の日本の社会の損失にもつながります。支援をよろしく願います。
- 障害者の文化芸術活動
  - ・共生社会の実現に向け、健常者の理解が当たり前になるような施策と環境が必要と考えます。そのためにも幼少期から障害者による活動に対し健常な子供たちが同じ立場として協働できる環境をカリキュラムに加えてみてはいかがでしょうか。

#### 目標 5 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

- 子供の意見表明
  - ・ブラック校則の見直しなど、子供たち自身で自らのルール作りが出来ることを願います。また、中学生サミットなどに多くの学生が関わることによって問いを発することを学ばせたいと考えます。
- 主権者教育
  - ・18歳選挙権の導入により、社会の一員として知らなければならないこと、考えなければならないことは権利であり、義務でもあります。未来を担う国民の一人としてのリテラシーの醸成が必要と考えます。

#### 目標 6 グローバル社会における人材育成

- 外国語教育の充実
  - ・英語教育が日本に導入させてから百数十年の時間が過ぎますが、海外とは違い英語を第二外国語として使いこなしている人があまりにも少ないことが残念です。この差がグローバル化を妨げている一因ではないかとも思われます。各都道府県による格差が起きないように、人材や環境整備のための予算の確保をよろしく願います。
- 国際教育協力と日本型教育の海外展開
  - ・日本型教育が海外から高い関心が示されていることは、日本の教育が日本の資産として価値があるものだと理解しております。記述されていますように、この機会に双方向的な学び、外国型教育の取り組みを取り入れ、さらにブラッシュアップした教育システムになることを願います。
- 芸術家等の文化芸術の担い手の育成
  - ・伝統芸能の担い手不足が深刻に感じます。ただ、地域では伝統芸能やお祭りなどは若者にとっては求められる場所、ウェルビーイングな場所になるとも考えます。地域から求められ、自らも活動することによって地域の世代を超えた人とのつながりができ、地域を愛し、地域の一員となる人材が一人でも多くなることを願います。

## 目標7 インノベーションを担う人材育成 特になし

## 目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

リカレント教育に必要な環境は、誰でも、いつでも、どこでも学ぶことができることだと考えます。特に誰でも、中卒、高卒、または大学中退、社会人、年齢に関係なく誰でもあっても広く受け入れる環境が必要です。ただ、日本人にとって学ぶことへの理解や意味が意識の中で理解できていないようにも感じます。当然受ける側にもしっかりとした目標が必要ですが、「学ぶ」ことの認識の醸成が必要に感じます。

## 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・コミュニティ・スクール（以下 CS）には、地域の存続にはなくてはならないものになるように感じています。学校を主体として地域や保護者、行政が一体となり子供たちを育てることが第一にあります。地域との在り方にも大きく影響すると思います。

地域には様々な団体が長年存在し、地域を見守ってきました。ただ残念ながら少子高齢化や共働きなどにより、各団体役員の高齢化や次世代の役員候補の不在などが地方のみならず、都心でも同じような現象が起きてきています。

また、キャリア教育や部活動の地域移行などは地域の団体や企業との連携が必須であり、この取り組みは将来的に子供たちの地元回帰や地域の一員としての意識の醸成に結びつくものとも考えます。

そのプラットフォームとなるのが CS であると考えます。CS の考え方をブラッシュアップさせ、学校主体から地域主体へと形を変えることで一体的な取り組みが現実的なものになると考えます。CS には学校だけにとらわれず無限の可能性が考えられます。まずは学校と地域の橋渡し役として重要なのが保護者であります。この保護者は学校のことと地域のことをよく理解している人材、それはまさに PTA の会員であります。PTA の役員は、学校に関わる様々な団体の役員も兼任します。地域の人を知り、地域の現状を知り、学校の現状を知っています。

このような人材または OB・OG が、実際に学校協働活動推進員として、その役割を担っております。

PTA には CS に欠かせない役割を担うことが求められています。

日本 PTA 全国協議会の綱領には「子供たちの教育環境の整備並びに福祉の増進を図り、以て社会に貢献すること」と定義されております。日本最大の社会教育関係団体として 800 万人の PTA 会員と連携し、地域の教育力の向上は勿論、地域の活性化にも役割を果たしていきます。

CS の役割に PTA の明記を要望します。

### ○家庭教育支援の充実

・残念ながら代々受け継がれるべく家庭教育が社会環境、家庭環境などの変化もあり各家庭で理解・実践できていない部分があるように思えます。

PTA でも家庭教育の推進は一番重要な案件として、全国大会、ブロック大会などでも必ずテーマの一つとして取り組んでおります。

今後も家庭教育の推進を図ってまいります。

## 目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

日本最大の社会教育関係団体として、その責務・役割を理解し、共に学び、共に成長する団体として社会に貢献すべく事業を推進してまいります。

## 目標 11 教育 DX の推進・デジタル人材の育成○一

### 人一台端末の活用

端末（タブレット）はあくまで文房具の一つとしての認識であったが、教職員の ICT の活用の推進により、手段が目的になっているように感じます。優れた事例の創出ばかりが取り上げられ、そこが目的になっている感じは元々の目的からはずれているように思います。

### ○児童生徒の情報化・余運用力の育成

いまだに不思議なのが、端末（タブレット）が学校だけでしか利用できないルールがあることです。地域格差、学校間格差の是正をお願いいたします。

## 目標 12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強

### ○指導体制の整備

・小学校高学年における教科担任制の導入は喫緊の課題だと感じております。早期の実現を願います。

・「チーム学校」には、地域やPTA が追記されるべきと考えます。

・配置促進に向け予算の確保を確実に推進願います

### ○学校における働き方改革のさらなる推進

・教職員の心身ともの健康や教師としての職責が本人にとってのウェルビーイングなものになるような働き方改革が求められると考えます。

専門スタッフの増員や給特法の改正など総合的な取り組みを願います

### ○教師の資質能力の向上

教員免許更新制の廃止や英語、情報、道徳、ICT 化の推進など教師に求められる能力は年々高まってきていると感じます。その中でも資質の向上は、教師が一個人として的人格にも関わってくると感じます。多様性を認めながらも教職という職務に適切な資質は必要であると考えます。

### ○ICT 環境の充実

端末使用の日常化を切に願いますが、自治体間格差においては解消が難しいと感じます。やはり予算的な問題であるので、この部分に関しては国の責任において予算を確保し紐づけての交付が望まれます。

## 目標 13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保○教

### 育費負担軽減

・日本 PTA が実現してきた教育費負担軽減として、教科書の無償化、給食費負担軽減などがあげられる。今後とも社会環境保急激な変化などにより、子供たちの教育機会の確保に必要な対策を要望してまいります。お力添えをよろしく願います。

### ○へき地や過疎地域等における学びの支援

・学校の統廃合により、通学時間や通学距離の変化は、子供のみならず、保護者にとっても大きな負担となっております。住んでいる場所に関わらず等しい環境の確保をよろしく願います。

## 目標 14 NPO・企業・地域団体との連携・協働

・是非とも PTA との連携 を追記願います。

## 目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒の安全確保○学

### 校安全の推進

・2年前の千葉県八街市の児童5人の死傷事故は記憶に新しく、PTA としてもとても残念な事故でした。子供たちの通学路、スクールゾーンにおける安全面の対応は国の責任において行うべきと考えます。さらなる取り組みをお願いいたします。

2023年1月18日

文部科学省総合教育政策局政策課 様

公益社団法人日本図書館協会

中央教育審議会教育振興基本計画部会審議経過報告への意見について

## 1. はじめに

図書館法の第三条に「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。」とされ、実施に努める事項には、

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

などが挙げられている。また、「ユネスコ公共図書館宣言 2022」においては、

「図書館は、どの国においても、とりわけ開発途上国において、教育を受ける権利、および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうよう支援する。」

とされ、公共図書館の使命は、

「情報、識字、教育、包摂性、市民参加、および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて、公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と、より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。」

として、以下の事項などが挙げられている。

- ・生まれてから大人になるまで、子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で、読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し、援助し、関与して、あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。
- ・デジタル技術を通じて、情報、コレクション、およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして、いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- ・社会的仕組みの根幹に関わる図書館の役割を認識し、すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。

・利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）」においては、「運営の基本」として、

2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

としている他、以下のような基準が挙げられている。

○「連携・協力」

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

○「地域の課題に対応したサービス」

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

○「利用者に対応したサービス」

ア 児童・青少年に対するサービス

イ 高齢者に対するサービス

ウ 障害者に対するサービス

エ 乳幼児とその保護者に対するサービス

オ 外国人等に対するサービス

カ 図書館への来館が困難な者に対するサービス

○「多様な学習機会の提供」

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

公益社団法人日本図書館協会でも「新型コロナウイルス感染症対策下における図書館の充実について（提言）」（2021/06/08）の「3 新型コロナウイルス感染症対策下における今後の図書館」において、以下のように述べている。

図書館は住民の身近にあって、生涯学習の基本的な機能を持っています。自分で考え、判断できるよう、地域の公立図書館や学校図書館の資料・情報を活用し、自分の力で課題を解決した経験の蓄積は、住民ひとり一人の成長を生涯にわたり支えます。このように、ひとり一人が、考える意欲と能力を持ち、活用することは、人口減少社会において、活力ある社会を持続可能なものとするための鍵となる、住民の主体的な社会参画を生み、今後の日本社会の発展の大きな礎となることが期待されます。地域の課題解決、「持続可能な開発目標」（SDG s）などの課題に取り組む力が育まれることがこれからの時代を担う子どもをはじめとする人生の諸段階において大切です。

これらにある図書館の役割、機能等を踏まえて以下のとおり意見を提出いたします。

2. 「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」への意見

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

【意見】 特段の意見はありません。

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

（日本社会に根差したウェルビーイングの向上・日本発の概念整理）

「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、（中略）職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。」（p.9）

【意見】 ここで取り上げられているのは教師のみであるが、学校で働く非常勤講師及び教師以外のスタッフについても同じことが言える。学校図書館で働く学校司書は、2014年の学校図書館法改正以後、学校への配置率が増加したが、同時に複数校兼務等が増え、かつて学校司書が正規職員であった自治体でも非正規雇用職員となっている状況がある。若い

学校司書が生活をしていくためにダブルワークを必要とする状況では、子どもたちの学びや読むことを支援する学校図書館づくりを十分に行うことはできない。学校司書をはじめとして教師以外の職についても言及してほしい。

(主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証)  
「令和の日本型学校教育答申において (以下略)」及び「学習者を主体として、(以下略)」(p.11)

【意見】ここであがっている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、従来から学校図書館にとって重要な考え方である。しかし、現実の学校図書館は、2022年12月26日付の読売新聞でも報道されたが、学校種による格差、地域間の格差が大変大きくなっている。教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)で掲げる考えを実現するうえで、学校図書館が十分に機能していれば、学校図書館の貢献が期待できる。基本計画の審議経過報告に対する意見ではないが、学校図書館の機能が十分発揮できるような人的配置(特に学校司書)、予算措置を求めたい。また1学級の生徒数の見直し、教員の増員も必要である。

(マルチステージの人生生涯にわたって学び続ける学習者の育成)  
「生涯学習社会を実現するためには、(中略)初等中等教育や高等教育において、(中略)学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。」(p.14)

【意見】学びの習慣化については、初等中等教育及び高等教育だけではなく、図書館をはじめとする社会教育施設とも連携して行われるべきだと考える。「初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供し、自ら考える意欲と能力を持ち、課題を解決できた喜びを蓄積することなどにより、社会教育施設とも連携して、探究的学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。」としてはどうか。

「生涯学習の推進に当たっては、ICTの活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実を図る必要がある。さらに、学校教育と社会教育が連携することも重要であり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで(後略)」(p.14)

【意見】基本計画においては、ICTの活用による柔軟な学習機会の場として学校図書館だ

けでなく、連携する社会教育施設としての公立図書館も含めて考えていただきたい。また、学校と地域住民の連携・協働に公立図書館も加わることでより学びの場に広がりを持つようになる。

### ②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の考え方)

「近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、(中略)我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。」(p.15)

【意見】公立図書館による多文化サービスを活用することで、地域一体となった共生社会の実現が図れる。また、学校図書館においても、日本図書館協会は「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針ー図書館利用に困難のある児童生徒のためにー」(2022年5月一部修正)をまとめており、図書館がこれへの貢献が期待できることを踏まえて基本計画を策定していただきたい。

(共生社会の実現に向けた教育の方向性)

「その際、第3期計画期間中に飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用していく必要がある。(以下略)」(p.17)

【意見】ICT環境の効果的活用について、各地の学校図書館から「図書館に端末が配備されない」「Wi-Fi環境の対象から除かれた」などの声があがっている。一方で環境の整った学校図書館では、海外との交流を伴う授業の実現への支援といった実践も出てきている。このことは学校図書館の格差に起因する問題である。「より良い教育環境」に「学校図書館を含む」と加筆してほしい。

### ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

「このため、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。」(p.18)

【意見】社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図るためには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動だけでなく、公立図書館も含めた

形で基本計画としていただきたい。

(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充)

「デジタル田園都市国家構想基本方針においてデジタル技術を活用し、(中略) 公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。」(p.18)

【意見】 デジタル時代においては、公立図書館は、住民の情報アクセスを保障する情報資源の拠点となることが期待できる。そのためには、司書が専門的知識及び技術を身に付けるための研修への参加や研究会等への参加の機会も保障される必要がある。また、学校図書館は、学校図書館単独ではサービスが難しい学習のための資料提供などにおいて、図書館ネットワークの支えを必要とする。そのために学校図書館支援センターを設置している自治体もあるが、全国的にはまだまだ不十分な状況である。公立図書館の役割には、社会教育施設の拠点であることに加えて、学校図書館や地域の小さな図書館を支える図書館ネットワークの拠点としての役割が求められている。公立図書館の機能強化に、学校図書館も含む図書館ネットワークの充実を加えてほしい。

「社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。」(p.18)

【意見】 社会教育主事及び社会教育士と同様に、社会教育施設の機能強化を考えるには、学校図書館における学校司書や公立図書館における司書の重要性及び活躍機会の拡充も求められる。公立図書館は、長い歳月をかけて、地域に密着した図書館サービスを提供する専門的知識を有し、地域の特性に応じた図書館業務に関する能力、ノウハウを身に付けた人材を育成し、継承してきた。社会教育活動を支えるためには、これらの専門性を持つ司書が、官製貧困などと言われることなく、自信と誇りを持って、継続して安心して働くことができる労働環境が必要である。基本計画の審議経過報告に対する直接的な意見ではないが、基本計画を実効性あるものとするために、是非このことも合わせて検討していただきたい。

#### ④教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

(各学校段階における教育 DX の推進)

「生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。」(p.20)

【意見】「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、図書館や公民館が社会教育の拠点として、役割を明確化することが求められ、それにあたっては、地域住民の意向を踏まえて機能強化を図ることが重要であるとされている。その重要性に鑑み、「そのため、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実を進める。」としていただきたい。

(デジタルの活用とリアル(対面)活動の重要性)

「学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は(以下略)」及び「小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、(以下略)」(p.21-22)

【意見】学校図書館においては、長年デジタルの情報と紙ベースの情報との違いを子どもたちが理解する取り組みが行われてきた。この授業実践は、デジタルの活用とリアル(対面)活動の融合と見ることもできる。ただし、デジタル情報を有効に活用するためには、諸外国と比べて学校図書館へのPC・端末の配備や学校図書館が使いやすい有料データベースの整備・導入がハードルとなっている。学校図書館予算の現実を考えると、デジタルの活用か紙ベースの資料かといった二者択一の状況があり、デジタルを活用するために、紙ベースの資料費を減ずるといった短絡的な反応が一部に出てきている。ここでは、文章そのものの変更は求めないが、学校図書館においてこうした問題があるという指摘をしておきたい。

(指導体制、ICT環境等の整備)

「我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、(中略)教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。」(p.22-23)

【意見】学校図書館において、探究的学習や情報活用能力の育成は、重要な課題となっている。学校図書館は、学校種や地域による格差が大きいため、この課題を担うことのできない学校図書館も存在しているが、学校図書館支援センターの活動によって実現している学校図書館もある。支援スタッフとして、列挙されている「教育業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等」に「学校司書」を加えてほしい。学校司書は、読書支援に加えて学習支援も行っており、新たな学びを支える役割を担っている。また、時に困難を抱える子どもたちの受け皿となる場合もあり、必要な職である。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)

「また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。(以下略)」(p.24)

【意見】学校図書館は質の高い学びの実現においても、生涯学び続ける人材の育成においても、重要な役割がある。次のように加筆していただきたい。

「学校図書館は、子どものウェルビーイングの実現や、デジタル情報や本、多様な文化との出会いの場であり、また問題を抱えた子どもの居場所としての機能もある。学校図書館機能のより一層の充実が必要である。」

### Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項

【意見】特段の意見はありません。

### Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 (p.33)

【意見】次の事項を追加してはどうか。

・個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、教員の増員、1学級の生徒数の見直しに加え、学校司書等学習活動を支援する職員の配置が重要である。職員体制の充実を図る。

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 (p.33)

【意見】次の事項を追加してはどうか。

・新しい時代に求められる資質・能力の育成を支える学校図書館の充実を図る。

○【指標候補】 (p.36-37)

【意見】指標として、次を追加していただきたい。

・学校図書館の活動を支える自治体が設置する学校図書館支援センターの数の増加

目標2 豊かな心の育成

○読書活動の充実

「・子供の読書活動の推進に関する基本計画書等に基づき、不読率の低減に向け、公立図書館と学校の連携をはじめとした各機関の連携とともに、司書教諭の養成や学校司書の配置など学校図書館の整備充実・多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。」 (p.39)

【意見】読書活動の充実においては、司書教諭の養成や学校司書の配置に合わせて、会計年度職員等の非正規化が進む公立図書館司書の非正規化への歯止め、適切な配置が欠かせない。「(前略)各機関の連携とともに、司書の専門性の確保、適切な配置や司書教諭の養成及び学校司書の配置など(以下略)」としていただきたい。

○青少年の健全育成

「・青少年が、自律して主体的に(中略)地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を行う。また保護者が、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発運動を講じる。」(p.39)

【意見】地域社会での啓発活動の場として公立図書館の活用を踏まえて基本計画を考えていただきたい。

○【指標候補】(p.39-40)

【意見】指標として、次を追加していただきたい。

- ・学校図書館における学校図書館図書標準の達成率
- ・公立図書館における児童・青少年用図書の整備冊数の増加

目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

「・ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指す「ESD for 2030」の理念を踏まえ、地域の多様な関係者(学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など)をつなぐネットワークを強化する。」(p.49)

【意見】公立図書館はSDGsの実現もその役割として認識をしており、関係者ネットワークにおいても中心的な場となれると考える。それを踏まえ基本計画を策定していただきたい。

## 目標 7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

### ○不登校児童生徒への支援の推進

「・平成 25 年度以降、(中略) 加えて、ICT 等を活用した学習支援を含めた教育支援センターの機能強化等を推進するとともに (後略)」(p.51)

【意見】教育支援センターの機能強化にあたっては学校図書館及びその地域の公立図書館等との連携も重要である。基本計画においては、それを視野に入れて検討することとしてもらいたい。

### ○高校中退者等に対する支援

「・中途退学を余儀なくされる状態を(中略) 高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに、学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。」(p.52)

【意見】支援体制構築における連携強化の中に地域の公立図書館も含め、「学校や教育委員会と地域若者サポートステーション、ハローワーク、公立図書館、地域社会等との連携を強化し、」としていただきたい。

### ○障害者の生涯学習の推進

「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。(中略) さらに、障害に関する基礎的理解に加え、地域資源を調整・活用する能力を備えた障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保のため、地方公共団体の社会教育関係職員や特別支援学校教職員、福祉関係職員等に対する研修等の充実や (後略)」(p.54)

【意見】「生涯学習の充実」に合わせて「読書バリアフリーの実現」も記載していただきたい。また、社会教育施設を「図書館をはじめとする社会教育施設」とし、人材育成・確保においても「図書館をはじめとする社会教育関係職員」など、図書館及び司書が障害者の生涯学習を支援する機関、人材であることを明確に記載していただきたい。

## 目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備

「人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、(以下略)」(p.55)

【意見】「人生 100 年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングや生涯探究社会の実現のためにも、(以下略)」としてはどうか。

### ○働きながら学べる環境整備

「・社会人が受講しやすい工夫(週末や夜間の開講、オンライン授業等)等が(中略)社会人が学びやすい環境整備を図る。」(p.56)

【意見】「社会人が学びやすい環境整備」において、地域の公立図書館がその「環境」の一要素となることを踏まえて基本計画を策定していただきたい。

### ○リカレント教育のための経済支援・情報提供

「・学ぶ意欲を持つ社会人が、社会人向けの教育プログラムの開設状況や学びの支援制度等に関する情報を効率的に入手することができるよう、情報発信の取組を推進する。」(p.56)

【意見】情報発信の取組を推進する際に、地域の図書館がその情報発信の場として活用できることを踏まえて、基本計画を策定していただきたい。

### ○現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

「・男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全、海洋等について、各分野の基本計画等に基づき、学習機会の充実を促進する。(中略)学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。」(p.56)

【意見】「(前略)学校のみならず、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会教育施設とも連携して、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けるための教育を推進する。」としてはどうか。

### ○高齢者の生涯学習の推進

「・高齢者を含め、全ての人が、地域において、(中略)誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。」(p.57)

【意見】環境整備において、地域の公立図書館がその一拠点となることを踏まえて、基本計画を策定していただきたい。

○【指標候補】(p.57-58)

【意見】指標として、次を追加していただきたい。

- ・生涯学習の場として、この1年くらいの中に地域の図書館を利用した人の増加

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目標とし、(中略)その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進、資質向上等を図ることにより、(後略)」(p.58)

【意見】「地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進、資質向上等」と同時に、基本計画においては、地域公立図書館の司書との連携についても検討していただきたい。

○家庭教育支援の充実

「・子供を育てる上で不安を感じたり、(中略)家庭教育支援チームの普及を図るとともに、訪問型家庭教育支援の推進を図る」(p.58)

【意見】家庭教育支援チームの普及においては、地域の公立図書館との連携及びその活動場所として公立図書館が活用できることを踏まえて、基本計画を策定していただきたい。

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

○社会教育施設の機能強化

「・社会教育施設の機能強化に向けて、(中略)特に、公民館における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、(後略)」(p.59)

【意見】地域コミュニティ拠点としては、公立図書館にもその機能があることから、「特に、公民館・図書館における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から」としていただきたい。

○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

「・地域コミュニティの基盤強化には、(前略) 公民館等の社会教育施設の活性化に取り組むとともに (後略)」(p.59)

【意見】 例示として「公民館」だけでなく「図書館」も挙げ、「公民館・図書館等の社会教育施設の活性化」としていただきたい。

○【指標候補】(p.59)

【意見】 指標として、次を追加していただきたい。

・公立図書館における司書資格を保有する専任職員の比率

目標 11 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

○児童生徒の情報活用能力の育成

「・学習指導要領において(中略) 学校だけでなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。」(p.60)

【意見】 「学校だけでなく地域の公立図書館等において、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。」等のように環境の一要素として「図書館」を明記していただきたい。

○【指標候補】(p.62)

【意見】 指標として、次を追加していただきたい。

・学校図書館において利用できるデータベース数

目標 12 指導體制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

【基本施策】

(初等中等教育段階)

○指導體制の整備

「・質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応し、(以下略)」(p.63)

【意見】 「チーム学校」を推進する担い手に「学校司書」を加える。司書教諭は教諭の充て職であり、教諭に含まれると考えたが、配置や研修のあり方に課題があり、司書教諭についてもより一層の充実を求めたい。

○ICT 環境の充実 (p.64)

【意見】学校における ICT 環境整備の対象から、学校図書館、学校司書が排除されるといったことが起きている。

「・児童生徒の主体的な学び・協働的な学びを支える学校図書館における ICT 環境の整備を進める。」を加えていただきたい。

目標 15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

【基本施策】

○学校における教材等の充実

「・「学校図書館図書整備等 5 か年計画」に基づく、図書の整備、新聞の配備、学校司書の配置等のほか、公立図書館をはじめとした各機関や地域との連携等を通じ、学校図書館の整備充実を図る。」(p.69)

【意見】特に文章や文言の変更は求めないが、現実の学校図書館は、2022 年 12 月 26 日付の読売新聞の記事「学校図書費 自治体格差」(1 面)「調べる学習 図書格差が影」(3 面)にある通り、学校種による格差、地域間の格差が大きくなっている問題があることを踏まえて計画を策定していただきたい。

○【指標候補】(p.70)

【意見】指標として、次を追加していただきたい。

・学校図書館における学校図書館図書標準の達成率

## 次期教育振興基本計画への意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

基本計画のこれまでの基軸である、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引く出す教育の実現に向けた、個別最適・協働的な学びと「自立」、「協働」、「創造」理念を発展的継承し、次の基本計画において、少子化・人口減少、グローバル化、デジタル化など社会変化に対応した、「持続可能な社会の作り手」「グローバル人材」をつくることの方角性は評価する。

この方向性を実現に向けて、第3期計画期間中の課題として指摘されている「いじめの重大事案」や「児童生徒の自殺者数」の増加、「地域教育力の低下」や「家庭を取り巻く環境の変化」などを解決するためには、教育における文化芸術の価値、役割をさらに高め、芸術家等の力を活かしていく見直しを盛り込んで頂きたい。

昨年は「学制 150 年」。文化芸術教育について、この間の大きな社会変化の中で、これまでの教科としての美術、音楽を軸とするもので十分なのか検討頂きたい。

我が国の文化芸術は、この間、多様な分野の芸術活動が発展し、充実してきている。伝統芸能など伝統文化や演劇、舞踊などは学制で位置づけられなかった。学びの中に文化芸術を位置づけることは、我が国の多様な文化芸術の継承のみならず子供たち心身の成長を促し、想像力、創造性、自主性、コミュニケーション力の育成と、多様な才能や能力の育成に大きな効果が期待される。また、その実現には、地域との連携は欠かせない視点であり、自前主義の脱却のためにも地域の芸術家や文化芸術団体の力を積極的に生かすべきである。芸術教育の拡充は、基本的な方針に沿ったものであると考える。

以下、目標に沿って具体的な意見を述べる。

### 目標2 豊かな心の育成

個別項目の中で「伝統文化」と「文化芸術による子供の豊かな心の成長」が別々に記述され、一部同じことを記述している。以下の方向での修正が必要と考える。

「伝統文化と文化芸術は子供たちの教育に極めて重要である認識」をまず記述し、「学校における芸術教育の改善」とその実効性を上げる一つの方法である「文化施設、文化芸術団体との連携」を記述頂きたい。

次に「伝統文化」と「文化芸術」について個別の記述を行うことが必要と考える。

### 目標6 グローバル社会における人材育成

○芸術家等の文化芸術の担い手の育成について

基本認識として、「芸術」は国境を越え、多様な文化認識、相互理解を育む媒介となること、

また、世界的に活躍する共通の場も存在し、日本の芸術家は世界で多数活躍しており、子供たちの将来の目標となるものであること、などの視点が必要である。以下の方向での修正が必要と考える。

芸術の持つ国際性の認識を示すことと、芸術家を世界に派遣する「芸術家の在外研修制度」、日本芸術文化振興会で行われている「オペラ、バレエ、演劇研修」の推進を明記して頂きたい。

#### 目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備

##### ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

芸術家をめざす若者は、厳しい鍛錬と評価のなかで専門家として活動を継続できるものは限られ、30代から40代に転機を迎える者も多い。しかし、芸術活動を通して培った経験や能力は、社会の多様な分野で活かせる可能性が高い。その職能拡張、転換のためのリカレント教育の存在は、専門人材を以下の点で活用しうる大きな可能性を秘めている。

- 1) 学校での芸術教育、体験活動や文化施設の企画運営、指導スタッフとして
- 2) 企業人をインスパイアし、産業界におけるイノベーションを誘発する異能の人材として
- 3) 若者の芸術への参入障壁を下げ、才能が集まる可能性が高まり芸術自体のレベル向上への貢献

よって、以下の方向での追記が必要と考える。

・芸術界で活躍した人材の能力を広く社会で活かすためリカレント教育の支援、体制を整備する。

#### 目標 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

##### ○スポーツ・文化芸術団体等との連携

芸術分野での学校教育連携は部活動やクラブ活動の移行だけにとどまらない。講師派遣や体験・鑑賞活動など多様に行われているのでさらなる充実のため「芸術教育等での連携の充実」を言及して頂きたい。

「子供の文化芸術活動の機会を適切に確保するとともに、地域の芸術家、文化芸術団体との連携を強化と地域の活性化にも資する取組を推進する」

以上

「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）（素案）」  
に対する意見について

2023年1月18日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

わが国は少子高齢化に伴う人手不足・担い手不足が経済社会の発展を停滞させる大きな重石となっている。人口減少という構造的課題を乗り越え日本経済を再び成長軌道に乗せるためには、新たな価値創出の源泉である「人の力」を強化することが不可欠である。

その実現に向けては、基礎的・基本的な学力はもとより、変化へ柔軟に対応でき、豊かな発想力とそれを行動に移す実行力など、経済社会の課題を解決し得る能力の育成と、社会の担い手として活躍したいという意欲を醸成する教育の両輪が求められる。

そうした観点から、このたびの次期教育振興基本計画策定にあたり、「探求・STEAM教育の強化」「文理横断・文理融合教育の推進」「キャリア教育・職業教育の充実」「DX人材の育成」「起業家教育の推進」「産業界との連携」等が基本的な方針として取り上げられたことを歓迎する。

そのうえで、今後の具体的な施策等の検討に向けて盛り込むべき事項や強調すべき点等について、設定された「目標」ごとに下記のとおり意見を申し述べる。

記

**目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成（産業界との連携による実践的なキャリア教育を推進すべき）**

全国的に人手不足は深刻化しており、各地で経済を維持するために対処しなければならぬ問題も山積している。特に、若者の地元定着は大きな課題であり、商工会議所は、従来から、その解決に向けたさまざまな取組みを進めてきた。中でも、地域産業への理解と愛着を高めることにつながるものとして「キャリア教育」に注力してきた。最近では、職場体験・インターンシップ、社会人講師派遣にとどまらず、学校や地域の各種組織と連携し、地元の課題解決に実践的に取り組むケースも増えている。

キャリア教育を進める上で重要なことは、義務教育から高等教育に至るまでの教育全体を見通し、子供の発達段階に沿った形でこれを実施することである。そのためには、学校、自治体、産業界、地域社会の協働が不可欠であり、円滑な連携推進への支援を強く求めたい。

また、企業における理系技術者の需要はますます増加しているが、実際の企業活動においては、例えば、開発現場とユーザーをつなぐ人材などの役割もきわめて重要である。専門性を高める教育に加え、文系・理系という垣根を超えたSTEAM教育等を通じて、産業界のニーズにもかなう幅広い知識や素養を備えた人材の育成を促進すべきである。

#### **(高校における産業界との連携強化および専門高校の高度化をすべき)**

現在はほぼ全ての生徒が高等学校へ進学し、その約7割が普通科で学んでいる。高等学校においては進路を意識し、それに応じた教育を行うことが求められており、普通科においても、総合的な探究の時間などを活用し、産業界と連携して職業やキャリア、地域産業等への理解を深める教育を一層強化することが重要である。

また、専門高校においては、企業の現場で求められているデジタル化やマーケティングなど、学習内容をより高度化することが必要である。生徒が実践的な技術・技能を身に付け、社会で活躍できるよう、企業等と連携した体験的な学習を推進すべきである。

### **目標4 グローバル社会における人材育成**

#### **(外国人留学生・高度外国人材の国内就職・定着を促進すべき)**

外国人留学生・高度外国人材は、特に人手不足が慢性化している中小・零細企業にとって貴重な人材であるが、外国人留学生の卒業後の国内就職率は約3割にとどまっている。これを引き上げるためには、日本でのキャリアパスに関する情報提供や相談窓口体制の充実等、きめ細やかな支援を行われたい。また、在留資格において、非常に高度な日本語能力を求める要件の緩和や、専門学校での専攻と就職先の従事業務との関連性についての柔軟な判断など、卒業後の定着を妨げている制度等も早急に見直されたい。併せて、留学生自体の数を増やすためにも、留学後の生活支援サービスに関する多言語化等の環境整備も進めるべきである。

### **目標5 イノベーションを担う人材育成**

#### **(子供の成長段階に合わせたイノベーション人材教育を推進すべき)**

人口減少による労働力不足を乗り越えるためには、基礎的・基本的な学力に加え、社会の変化に伴う課題を発見・理解し、適切な行動を起こして解決を図ったり、新たな価値を創出できる人材の育成が急務である。そうしたイノベーション人材の育成にあたっては、起業家教育による「やりきる力」「失敗を恐れない力」の獲得に向けたマインドセットと、STEAM教育による多面的な目線での課題解決手法を教授する総合的な教育体系の構築が必要である。併せて、失敗を次につながる機会として積極評価し、再チャレンジを応援する社会的・国民的機運を醸成することも強く求められる。

特に、イノベーションの基盤となる思考を学ぶ起業家教育は、初等・中等教育といった早期の段階から、高等教育までの中で子供の成長段階に合わせて推進すべきである。商工会議所は、体験プログラムや講演・交流等を通じて、子供たちが自主的に課題を設定し解決する力を養う教育活動に取り組んでいる。地元企業の事業現場や経営者と触れ合うことから、起業家育成のみならず、地域社会や地域産業に対する理解を深めるとともに、社会課題への気づき等につながるきわめて効果的な機会となっている。

本素案では、「スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、教育プログラム等の提供を支援する」とされている。多くのイノベーション人材を育成するためには、より多くの子供たちが起業家教育を受けられる機会を設けるべきであり、拠点都市に限らず、各地で産業界と連携した教育プログラムの提供を推進されたい。

#### **(地方創生の拠点として地方大学を機能強化すべき)**

大学は地方における産業・地域振興等の連携主体としての役割が期待されている。地域のイノベーションや新たな産業創出を促すべく、大学が有する知的資源や研究資機材・施設について、企業や創業予定者による利活用を拡大し、地域社会とともに成長する共創拠点（イノベーション・コモンズ）となる動きを一層促進すべきである。併せて、さまざまな主体間の連携を円滑に進めるための機能も迅速に強化すべきである。

### **目標 8 生涯学び、活躍できる環境整備**

**(リカレント教育は企業や社会が求める実践的スキルを養う学習形態を充実させるべき)**

生涯を通じて人々が各人生の選択枝を増やすために、リカレント教育の重要性は高まっている。例えば、デジタル技術分野に関する教育機会が、高等教育機関のソフト・ハードを活かした形で提供されるといったことを求めたい。他方、人手不足が深刻な中小企業においては、従業員に対し、実践的なスキルを働きながら短期間で身に付けさせたいという切実なニーズがある。時間的制約が多い社会人が参加しやすいモジュール型授業やオンラインを活用した授業づくり等、時代に即した多様な学習形態の確立を望むものである。

リカレント教育で提供される教育プログラムの開発にあたっては、地域や産業界と連携し、社会のニーズを踏まえた実践的なスキル・ノウハウを効率的に習得できるコース等の設置が促進されるよう人的・資金的支援を行うべきである。

**(社会における役割・責任への意識を育てる教育を推進すべき)**

選挙権年齢の引き下げに続き、2022年4月より民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、10代であっても主体的な判断と責任が求められるよ

うになった。社会の構成員としての自らの役割や責任に対する意識を高め、正しい知識を身に付けるよう、初等・中等教育段階からの消費者教育や金融教育等を充実・強化すべきである。併せて、家庭・地域と連携した防災教育の推進にも注力すべきである。

## **目標 11 教育DXの推進・デジタル人材の育成**

(ハードの有効活用で教育の質を向上すべき)

パソコンやゲーム機器が一般化した現代社会において、ICTの活用は意識するしないにかかわらず、既に子供たちに身近なものとなっている。そうした状況も踏まえ、GIGAスクール構想等により整備された学校のICT環境を有効活用すべきである。授業の進め方や教材の開発、アプリケーションの活用、指導人材の育成とその支援を並行して迅速に進めなければならない。併せて、校務DXの導入・実装により事務の効率化を進め、教員の負担軽減を図ることも教育の質向上に不可欠である。

(初等教育段階からのデジタル人材育成を強化すべき)

わが国では、デジタル人材が圧倒的に不足しており、専門人材の育成は日本全体で対処すべき課題となっている。小・中・高校でプログラミング教育が必修化され、学校のICT環境整備が進んでいる状況を好機と捉え、デジタル技術を初等・中等教育段階から身に付け、高等教育機関での専門的な学びにつなげることで、デジタル人材の着実な育成を目指すべきである。また、同分野での指導は専門知識・スキルが必須であり、教員の指導力向上に加え、民間技術者を教員として積極的に活用することが有効である。

## **目標 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協議**

(教育界と産業界の連携の円滑化に向けた取組と体制の整備を進めるべき)

子供たちが、地域の中で多くの大人とかかわりを持ち、地域への関心を高めることは、地域の将来を担う人材を育てる観点からきわめて重要である。商工会議所としても、各地で「体験型授業」「職場体験」などの活動を通じて地域や地元産業の理解促進を図り、人材の域外流出防止やUターン促進につなげる努力をしている。こうした体験活動は子供たちの記憶に残る出来事として郷土愛を醸成する機会となるものであり、学校と産業界、地域社会が連携して積極的に実施すべきである。

一方で、学校や企業等が体験活動の提供に割ける人的資源等には限りがある。学校と企業をつなぐコーディネート機能を担う人材や組織を整備し、過度な実務負担を軽減しつつ、質の高い体験学習を継続して提供できる体制づくりを推進されたい。

以上

2023年1月18日

文部科学省 総合教育政策局 政策課 振興計画係 御中

日本労働組合総連合会

「次期教育振興基本計画の策定に向けた  
これまでの審議経過について（報告）」に対する意見について

次期教育振興基本計画の策定に向けたこの間のご議論に敬意を表します。その上で、「IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策」の各目標に対する意見を提出しますので、今後の審議にあたり、よろしくご検討ください。

記

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成  
【基本施策】

○学校段階間・学校と社会の接続の推進

意見：1つめの「・」の4行目、「また、」の後に、「地域学校協働活動と地域連携プラットフォームが連携しつつ、」を加えられたい。

理由：幼児教育および初等・中等教育段階ではコミュニティ・スクールや地域学校協働活動が、高等教育においては地域連携プラットフォームが、それぞれ学校と地域社会との接続の基盤としての役割を果たすものと期待されるところであり、高大接続や高卒就職者の学び直しの推進に資するものであることから。

目標2 豊かな心の育成

【基本施策】

○青少年の健全育成

意見：タイトルを「青少年の適切なICT利活用の推進」とされたい。4行目「また」以降を「また、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、インターネットを利用するにあたってのデジタルリテラシーの向上や基本的なサイバーセキュリティ対策に関する知識の習得、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択・活用し、社会の良き担い手として行動できる資質や規範意識の涵養など、デジタル・シティズンシップを育むための教育を推進する。」に修正されたい。

理由：ICTの利活用に「べからず」は障害となる。「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」に盛り込まれた表現が本箇所に対応しいものと考えられることから。

## 目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

### 【基本施策】

#### ○主権者教育の推進

意見：3つ目の「・」として、「主権者教育は生涯にわたって必要なものであり、子どもたち、働く世代や子育て世代、社会人OBも含めた高齢者が互いに教え、教えられる場を、公民館など社会施設を活用してサークルや勉強会として随時開催するなど、社会教育としても推進する。」を加えられたい。

理由：子どもの親世代においては、学校教育の場で主権者教育を十分学んだとは言えない状況にあり、多様な世代でともに学ぶことも有効であることから。

## 目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

意見：リード文の下から2行目「するとともに、」の後に、「多機関協働によるアウトリーチ型の重層的支援体制や」を加えられたい。

理由：各項記載の課題の多くは潜在化しやすく、相談窓口で待っているだけでは支援が届かない、という課題があることから。

#### ○大学等における学生支援

意見：2行目の「支援体制」の後に、「や、入学試験や単位認定等の試験における個別のニーズに応じた合理的配慮を含めた必要な配慮」を加えられたい。

理由：障害者基本計画（第5次）案の内容、および差別解消法の改正により私立の学校にも合理的配慮が義務化されたことを周知・徹底する必要があることから。

#### ○夜間中学の設置・充実

意見：6行目の「夜間中学が設置されるよう促進するとともに」を、「夜間中学を設置するとともに、一定の要件に適合する自主夜間中学校を正規の夜間中学校の分校に指定する仕組みの創設など、その取組の促進」に修正されたい。

理由：夜間中学は各都道府県に1校では不足している実態にある一方で、ボランティアで運営している自主夜間中学があり、その有効活用が期待されることから。

## 目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

### 【基本施策】

#### ○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実

意見：2つ目の「・」の3行目、「できるよう、」の後に、「地域連携プラットフォームの構築や」を加えられたい。

理由：「地域連携プラットフォーム」は、地域の実情や課題、将来ビジョンを共有するとともに、質の高い教育機会の確保や人材育成、産業振興やイノベーション創出等、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組みであり、リカレント教育についても本プラットフォームで一体的に取り組むことで、個別に取り組むよりも地域のニーズの把握や広報・周知に向けて大きな効果が生まれることが期待されることから。

#### ○リカレント教育のための経済支援・情報提供

意見：1つめの「・」の「進める」の後に、「とともに、サバティカル休暇をはじめとする、有給の教育休暇の制度化や、学び直した社会人を評価する制度の創設など、学び直しに資する施策を推進する」を加えられたい。

理由：社会人が大学で学び直す際に、休暇の取得や学ぶための時間がハードルとなることが指摘されており、社会人の学び直しに向けた企業の理解を含めた環境整備、

大学と企業を行き来しやすくする施策が求められていることから。

## 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

### 【基本施策】

#### ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

意見：3行目「配置促進」の後に、「と常駐化」を加えられたい。

理由：学校と地域が上手く連携できれば学校教職員と地域住民が、ともに理解し学びを支える地域コミュニティとなるが、学校主体で運営するとなると、夜間の会議やその資料の準備など、学校現場に更なる負担がかかってしまうことから。

#### ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

意見：文末に「その際、地域で支えるとの視点を明確にし、指導者や施設の確保など、その充実化をスピード感を持って推進する。」を加えられたい。

理由：これまで半世紀以上も学校対抗で行ってきた活動をなくすことへの抵抗感もあり、変化の機運を盛り上げるには、受け皿となる社会教育の立場からも強い意志を持って推進することが必要であることから。

## 目標11 教育DXの推進・デジタル人材の育成

#### ○児童生徒の情報活用能力の育成

意見：5行目「情報技術」から8行目「身に付けさせる」を、「また、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、インターネットを利用するにあたってのデジタルリテラシーの向上や基本的なサイバーセキュリティ対策に関する知識の習得、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択・活用し、社会の良き担い手として行動できる資質や規範意識の涵養など、デジタル・シティズンシップを育む」に修正されたい。

理由：目標2と同様、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」に盛り込まれた表現が本箇所に対応しいものと考えことから。

## 目標12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化

### 【基本施策】

(初等中等教育段階)

#### ○指導体制の整備

意見：3つ目の「・」の2行目の「全公立小中学校への配置」を削除し、3行目の「全中学校区の配置」を「全公立小中学校への常勤配置」に修正されたい。

理由：SC・SSWともに常勤でなければ、結局、不在時に教員が対応をカバーすることとなり、十分機能できないことから。

#### ○学校における働き方改革の更なる推進

意見：1つ目の「・」の「教師の時間外勤務は一定程度改善傾向にあり」を「行事の精選、調査の精選や統合、デジタル化等の業務削減など」とされたい。3つ目の「・」の「また、」の後に、「さらなる少人数学級化も視野に、」を加えられたい。

理由：学校における働き方改革の取り組みは一定程度浸透しつつあるが、長時間勤務是正については大きな進捗がないとの現場の声も多いことから。小学校の35人学級で十分とはいえないことから。

#### ○ICT環境の充実

意見：3行目の「自治体間」の後に、「・学校間・家庭間」を加えられたい。

理由：現状において、学校間や家庭間のアクセス環境の格差の実態が学校現場から

報告されていることから。

(高等教育段階)

○教育研究の質向上に向けた基盤の確立

意見：2つ目の「・」の1行目、「措置するとともに、」の後に、「地方への教育の機会均等に配慮しつつ、」を加えられたい。2つ目の「・」の2行目、「重点支援を行う。」の後に、「その際には、先進的な研究や、基礎研究や長期にわたる研究など成果が出にくい研究について配慮する。」を加えられたい。

理由：メリハリをつけることは重要であるが、過度に強化すると、都市部や一部の大学に集中しすぎてしまい、大学の偏在を助長し、教育の機会均等が損なわれることから。論文引用数など数値的なものや、成果物をもって研究の質の保証を判断することが難しい分野もあることから。

目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

意見：リード文の「希望すれば誰もが質の高い教育を受けられるよう、」の後に、「社会全体で学びを支えることを基本に、すべての教育にかかる費用の無償化に向けて、まずは」を加えられたい。

理由：家庭の経済格差を子どもの教育機会の格差としないためには、社会全体で子どもたちの学びを支えるという考えに立って制度設計することが重要であることから。

【基本施策】

○教育費負担の軽減に向けた経済的支援

意見：4つ目の「・」の3行目、「大学院」を「高等教育」とされたい。

理由：地域や家庭間の経済格差が大学進学に影響を与えている現状において、所得連動返還制度の大学・高専への導入についても有効であることから。

目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

【基本施策】

○企業との連携

意見：タイトルの「企業」および1つ目の「・」の「企業」に「等」を加えられたい。

理由：地域連携プラットフォームにおいては、モノづくりをはじめ現場に根ざした団体として、産業界等の参画主体に労働組合も含めた経緯がある。働くことの意義や労働の尊厳を深く理解し、働くことによって社会や地域とかわり成長していく力を育成するためには、働くことに関する知識を深め活用できることが必要であることから。

○福祉機関との連携

意見：「全中学校区の配置」について、「全公立小中学校への常勤配置」とされたい。

理由：常勤でなければ、結局、不在時に教員が対応をカバーすることとなり、十分機能できない。また、包括的支援の必要性は小学校も同様であることから。

以上